

認定個人情報保護団体

個人情報保護指針

個人情報の保護に関する法律

令和2年改正個人情報保護法対応

令和3年改正個人情報保護法(令和4年4月1日施行部分)対応

令和4年4月1日

一般社団法人

日本情報システム・ユーザー協会

目次

はじめに.....	7
I 目的及び定義等.....	8
1. 本指針の目的・構成・適用範囲.....	8
(1) 目的.....	8
(2) 本指針の構成.....	8
(3) 本指針の適用範囲.....	8
2. 用語の定義.....	9
(1) 「個人情報」(法第2条第1項 関係).....	9
(2) 「個人識別符号」(法第2条第2項 関係).....	9
(3) 「要配慮個人情報」(法第2条第3項 関係).....	12
(4) 「個人情報データベース等」(法第16条第1項 関係).....	13
(5) 「個人情報取扱事業者」(法第16条第2項・法第2条第9項、第10項、第11項・法別表第2 関係).....	14
(6) 「個人データ」(法第16条第3項 関係).....	15
(7) 「保有個人データ」(法第16条第4項 関係).....	15
(8) 「個人情報関連」(法第2条第7項 関係).....	16
(9) 「個人関連情報取扱事業者」(法第16条第7項 関係).....	17
(10) 仮名加工情報(法第2条第5項 関係).....	17
(11) 仮名加工情報取扱事業者(法第16条第5項 関係).....	18
(12) 「匿名加工情報」(法第2条第6項 関係).....	19
(13) 「匿名加工情報取扱事業者」(法第16条第6項 関係).....	20
(14) 「本人に通知」.....	20
(15) 「公表」.....	21
(16) 「本人の同意」.....	21
(17) 「提供」.....	22
(18) 学術研究機関等(法第16条第8項 関係).....	23
(19) 学術研究目的.....	24
II 対象事業者の義務.....	25
1. 個人情報の利用目的関係.....	25
(1) 利用目的の特定(法第17条第1項 関係).....	25
(2) 利用目的の変更(法第17条第2項、第21条3項 関係).....	25
(3) 利用目的による制限(法第18条第1項 関係).....	26
(4) 事業の承継(法第18条第2項 関係).....	27
(5) 利用目的による制限の例外(法第18条第3項 関係).....	27
2. 不適正利用の禁止(法第19条 関係).....	28
3. 個人情報の取得.....	29
(1) 個人情報の適正取得(法第20条第1項 関係).....	29

(2)要配慮個人情報の取得(法第 20 条第 2 項 関係).....	29
(3)利用目的の通知又は公表(法第 21 条第 1 項関係).....	31
(4)直接書面等による取得の場合(法第 21 条第 2 項 関係).....	31
(5)利用目的の通知等をしなくて良い場合(法第 21 条第 4 項 関係).....	32
4. 個人データの管理.....	34
(1)データ内容の正確性の確保等(法第 22 条 関係).....	34
(2)安全管理措置(法第 23 条 関係).....	34
(3)従業者の監督(法第 24 条 関係).....	35
(4)委託先の監督(法第 25 条 関係).....	36
5. 個人データの漏えい等の報告等(法第 26 条関係).....	38
(1)「漏えい」の考え方.....	38
(2)漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置(ガイドライン(通則編)3-5-2 参照).....	39
(3)個人情報保護委員会への報告(法第 26 条第 1 項関係).....	39
(4)本人への通知(法第 26 条第 2 項関係).....	43
6. 個人データの第三者への提供.....	45
(1)第三者提供の制限の原則(法第 27 条第 1 項 関係).....	45
(2)オプトアウトによる第三者提供(法第 27 条第 2 項～第 4 項).....	47
(3)第三者に該当しない場合(法第 27 条第 5 項・第 6 項 関係).....	51
(4)外国にある第三者への提供の制限(法第 28 条 関係).....	53
(5)第三者提供に係る記録の作成等(法第 29 条 関係).....	56
(6)第三者提供を受ける際の確認等(法第 30 条 関係).....	58
7. 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第 31 条 関係).....	60
【定義】.....	60
①個人関連情報.....	60
②個人関連情報取扱事業者.....	60
(1)法第 31 条の適用の有無について.....	61
(2)本人の同意の取得方法.....	61
(3)本人の同意等の確認の方法(法第 31 条第 1 項関係).....	62
(4)提供元における記録義務(法第 31 条第 3 項、第 30 条第 3 項関係).....	66
(5)提供先の第三者における確認義務(法第 30 条第 1 項).....	70
(6)提供先の第三者における記録義務(法第 30 条第 3 項関係).....	73
8. 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等.....	77
(1)保有個人データに関する事項の公表等(法第 32 条関係).....	77
(2)保有個人データの開示(法第 33 条第 1 項～第 4 項関係).....	79
(3)第三者提供記録の開示(法第 33 条第 5 項、第 1 項～第 3 項関係).....	81
(4)保有個人データの訂正等(法第 34 条関係).....	83
(5)保有個人データの利用停止等(法第 35 条関係).....	84
(7)理由の説明(法第 36 条関係).....	86
(8)開示等の請求等に応じる手続(法第 37 条関係).....	87
(9)手数料(法第 38 条関係).....	88
(10)裁判上の訴えの事前請求(法第 39 条関係).....	89
9. 個人情報取扱事業者による苦情の処理(法第 40 条関係).....	91

10. 仮名加工情報取扱事業者等の義務(法第41条・第42条関係)	92
(1) 仮名加工情報の適正な加工 (法第41条第1項関係)	92
(2) 削除情報等の安全管理措置(法第41条第2項関係)	95
(3) 利用目的による制限・公表(法第41条第3項・第4項関係)	97
(4) 利用する必要がなくなった場合の消去(法第41条第5項関係)	98
(5) 第三者提供の禁止等(法第41条第6項関係)	99
(6) 識別行為の禁止(法第41条第7項関係)	100
(7) 本人への連絡等の禁止(法第41条第8項関係)	101
(8) 適用除外(法第41条第9項関係)	102
(9) その他の義務等	102
(10) 個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等	104
11. 匿名加工情報取扱事業者の義務	106
(1) 匿名加工情報の適正な加工 (法第43条第1項 関係)	106
(2) 匿名加工情報の安全管理措置等(法第43条第2項、第6項、第46条)	107
(3) 匿名加工情報の作成時の公表(法第43条第3項、規則第36号関係)	108
(4) 匿名加工情報の第三者提供(法第43条第4項、第44条 関係)	109
(5) 識別行為の禁止(法第43条第5項、第45条 関係)	109
12. 域外適用(法第166条関係)	110
13. 個人情報保護指針の実効性確保のための措置	111
(1) 本協会(認定個人情報保護団体)の役割	111
(2) 個人情報取扱事業者の指針運用・遵守状況の把握	111
(3) 個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合の対応	111
14. 指針の見直し	113
附 則	114

【凡 例】

- 「法」：個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- 「政令」：個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年5月30日政令第507号）
- 「規則」：個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日 個人情報保護委員会規則第3号）
- 「行政番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日 法律第27号）
- 「平成27年委員会告示2号」：事業者における特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応について（平成27年個人情報保護委員会告示第2号）
- 「通則ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（令和3年11月 個人情報保護委員会）
- 「確認記録義務ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（令和3年10月 個人情報保護委員会）
- 「仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（令和3年10月 個人情報保護委員会）
- 「外国第三者提供ガイドライン」：個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（令和3年10月 個人情報保護委員会）
- 「番号法ガイドライン（事業者）」：特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（令和4年4月 個人情報保護委員会）

【参考（関係者が参照すべきガイドライン等）】

- 「金融分野ガイドライン」：金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年4月 個人情報保護委員会・金融庁）
 - 「金融分野実務指針」：金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（令和4年4月 個人情報保護委員会・金融庁）
 - 「信用分野ガイドライン」：信用分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年4月 個人情報保護委員会・経済産業省）
 - 「債権管理回収業分野ガイドライン」：債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年4月 個人情報保護委員会・法務省）
 - 「医療・介護関係事業者ガイダンス」：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和4年3月一部改正 個人情報保護委員会・厚生労働省）
 - 「健康保険組合等ガイダンス」：健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和4年3月一部改正 個人情報保護委員会・厚生労働省）
 - 「国民健康保険組合ガイダンス」：国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和4年3月 個人情報保護委員会・厚生労働省）
 - ★「国民健康保険団体連合会等ガイダンス」：国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（令和4年3月一部改正 個人情報保護委員会・厚生労働省）
 - ★「電気通信分野ガイドライン」：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（令和
-

4年3月31日 個人情報保護委員会・総務省)

★「放送分野ガイドライン」：放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(令和4年 個人情報保護委員会・総務省)

★「郵便分野ガイドライン」：郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(令和4年 個人情報保護委員会・総務省)

★「信書便分野ガイドライン」：信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(令和4年 個人情報保護委員会・総務省)

★「経済産業分野 個人遺伝情報ガイドライン」：経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(令和3年3月23日 経済産業省)

個人情報保護指針

はじめに

平成 27 年 9 月に個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)が成立し、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)(以下、旧法という。)の全面施行から 10 年振りで改正(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)され、平成 28 年 1 月 1 日に、その一部(第 5 章 個人情報保護委員会)が施行され、平成 29 年 5 月 30 日に全面的に施行された。

これにより、欧州(EU データ保護指令(1998 年に法執行))に遅れること約 20 年、我が国においても、“プライバシー・コミッショナー”(個人情報保護委員会委員長)が、民間部門における個人情報の適正な取扱いについて必要な指導・監督を、一元的に行うこととなった。

また、個人情報に関する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データ流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から令和 2 年 6 月に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、令和 4 年 4 月 1 日に施行された。

今後、個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会の指導、監督の下で個人情報を適切に取扱い、その取扱いに関する本人からの苦情に関しては、当事者として自ら対応しなければならない。しかし、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないという法の定めに対して、場合によっては当事者同士で解決が図れない事や本人と一定の距離を置いた対応が必要となる事も生じることであろう。

本協会は認定個人情報保護団体としての認定を受け、客観的な苦情処理を担う組織となることで、本人と対象事業者双方にとって有益となるよう機能を果たしていくことを決議した。

個人情報保護法第 54 条では、認定個人情報保護団体に対して、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は仮名加工情報・匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針(以下「本指針」という。)を作成し公表することが求められている。

そこで、本協会としては「認定個人情報保護団体運営規程」に基づき「本指針」を定めた。また、個人情報保護法第 54 条では認定個人情報保護団体に対して、対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならないとされていることから、本協会においては、対象事業者が本指針を遵守しなければならないことを「Ⅱ 対象事業者の義務」として規定した。

I 目的及び定義等

1. 本指針の目的・構成・適用範囲

(1) 目的

本指針は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、最終改正 令和 3 年法律第 37 号による改正)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号、最終改正 令和 3 年政令第 56 号)、個人情報の保護に関する法律施行規則(令和 3 年個人情報保護委員会規則第 1 号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 30 年 6 月 12 日一部変更)、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、他編(令和 3 年 11 月 個人情報保護委員会公表)を踏まえ、本協会の対象事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該対象事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として定めたものである。

(2) 本指針の構成

本指針は、以下の構成から成る。

- ①【本文】:法令の中から対象事業者が最低限遵守しなければならないものを列挙した。
- ②【参考】:法が委任した政令、規則について必要な範囲で具体的な条項を示した。
- ③【解説・運用指針等】:本文の解説と本協会の考え方を示した。
- ④【注釈】:以上の①から③のなかで、必要と思われる箇所について注釈を示した。

(3) 本指針の適用範囲

本指針は、本協会の正会員かつ本協会の認定個人情報団体業務の対象となることに同意した個人情報取扱事業者に適用する。

ただし、「10.仮名加工情報取扱事業者の義務」、「11.匿名加工情報取扱事業者の義務」については、今後、個人情報保護委員会事務局による事務局レポート等も参考としたうえで本協会として自主ルールを追加して適用するものとする。

2. 用語の定義

(1)「個人情報」(法第2条第1項 関係)

【本文】

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

また、個人に関する情報に「個人識別符号」(次項(2)参照)が含まれるものも該当する。

【解説・運用指針等】

■ 「生存する個人に関する情報」

死者の個人情報を保護の対象にしなかったのは、開示請求権等を行行使し得るのは生存者であるから、死者まで含める理由がないからである。なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報に該当する。

■ 「氏名、生年月日その他の記述等」

氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。「記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。

■ 「個人識別符号」は、次項(2)参照。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-1(個人情報)

(2)「個人識別符号」(法第2条第2項 関係)

【本文】

「個人識別符号」とは、次の各号について、政令で定めるものをいう。

1. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別することができるもの
2. 個人に提供される役務の利用、若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

【参考】

政令・第1条(個人識別符号)関係

☞ 法第2条第2項の政令で定めるもの

<身体の特徴>(法2条2項1号)

- (1) 身体的特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして「個人情報保護委員会規則で定める基準」に適合するもの。
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - ト 指紋又は掌紋
- <個人に割り当てられる符号> (法第2条第2項第2号～第8号)
- (2) 旅券の番号
- (3) 基礎年金番号
- (4) 運転免許証の番号
- (5) 住民票コード
- (6) 個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- イ 国民健康保険の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
 - ロ 後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
 - ハ 介護保険の被保険者証の記号、番号、及び保険者番号
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

規則・法第2条関係

- ☞ 政令第1条第1号の「個人情報保護委員会規則で定める基準」
特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること。

規則・法第3条関係

- ☞ 政令第1条第7号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
- (1) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号(政令第1条第7号イ)
- (2) 後期高齢者医療制度の被保険者証(政令第1条第7号ロ)の番号及び保険者番号、介護保険の被保険者証(政令第1条第7号ハ)の番号及び保険者番号

規則・法第4条関係

- ☞ 政令第1条第8号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

- (1) 健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (2) 高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (3) 船員保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 船員保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (5) 旅券(日本国政府発行を除く)の番号
- (6) 在留カードの番号
- (7) 私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
- (8) 私立学校教職員共済の加入者被扶養者証の加入者番号
- (9) 私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
- (10) 国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (11) 国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (12) 国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (13) 国家公務員共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 国家公務員共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (18) 地方公務員等共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (19) 雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (20) 特別永住者証明書番号

【解説・運用指針等】

- 「個人識別符号」とは、特定の個人を識別できるものとして政令(施行令第 1 条)に定める文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。
- 個人識別符号の代表的なものとして、人間の身体的特徴を電子的に記録した「生体情報」が挙げられる。生体情報で特定個人を識別する方法としては、生体認証(バイオメトリックス(biometrics)認証)があり、その例としては、パーソナルコンピュータの起動時に本人確認を行う指紋認証や、銀行 ATM で使用されている静脈認証がよく知られている。その他、極秘情報を取り扱う室内に入るための虹彩や網膜の認証システムや、国家レベル(出入国管理庁)では、入国管理事務において、指紋と顔の特徴で特定個人を識別するシステムが、成田空港(第 3 ターミナルを除く)、羽田空港、中部国際空港、関西空港に導入されている。
- 個人番号(マイナンバー)、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号等も個人識別符号に該当する。
しかし、単に機器に付番された携帯電話の通信端末 ID 等は、特定の利用者等が識別できるように割り当てられたものではないことから、政令で列挙されておらず、個人識別符号には該当しない。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-2(個人識別符号)

(3)「要配慮個人情報」(法第2条第3項 関係)

【本文】

「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

【参考】

政令・第2条 関係(要配慮個人情報)

☞ 法第2条第3項の政令で定める記述等

- (1) 個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む))があること。
- (2) 本人に対して医師等(医師その他医療に関連する職務に従事する者)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の健康診断等の結果。
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

規則・第5条 関係(要配慮個人情報)

☞ 政令第2条第1号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能障害があることを特定させる情報

- (1) 身体障害者福祉法 別表に掲げる身体上の障害
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にいう精神障害(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

【解説・運用指針等】

■ 「EU 個人データ保護指令」・「EU 一般データ保護規則」に適合

英国等では、機微情報(sensitive information)として、また「EU 個人データ保護指令」や「EU 一般データ保護規則」でも特別範疇個人データ(special categories of personal data)として、その処理を禁じる旨の規定が置かれている。

平成27年の改正前の個人情報保護法は、個人情報の性質や利用方法、個人情報取扱事業者の事業の内容による区別をすることなく、個人情報保護のミニマムスタンダードを定めたものであり、センシティブな個人情報については明文化していない。しかし、個人情報の性質に応じた

厳格な規制を否定する趣旨でないことは、平成 27 年の改正前法の各省庁の個人情報保護ガイドライン、例えば、総務省:電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(第 3 条 4 号)や、金融庁:金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(第 6 条)で、センシティブ情報の取得を原則行わないことを規定していたことから明らかである。また、民間企業が独自かつ自主的に個人情報保護マネジメントシステムを定める場合に利用される JIS 規格(JIS Q 15001:2006)でも機微情報の取得、利用、提供の制限項目(3.4.2.3)を設けており、第三者認証を受けた企業はこれを遵守していると推測できる。

改正前法の下においても、全体としては EU 等と同等な運用がされていたものといえる。平成 27 年の改正法は、上記の個人情報保護に関するガイドライン、JIS Q 15001:2006、EU 個人データ保護指令等の規定を参考にして、社会的差別等の原因となる個人情報の不必要な取扱いを制限するために「要配慮個人情報」として明文化したものである。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-3(要配慮個人情報)

(4)「個人情報データベース等」(法第 16 条第 1 項 関係)

【本文】

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

【参考】

政令・第 4 条 関係(個人情報データベース等)

☞ 政令の定めで除外されるもの

1. 法第 16 条第 1 項の利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。

(2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ又はできたものであること。

(3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

2. 法第 16 条第 1 項第 2 号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【解説・運用指針】

- 「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていな

い場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順等)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

- ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当するものは利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等には該当しない。
 - (ア) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されたものであって、かつ、その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反して行われたものでないこと。
 - (イ) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
 - (ウ) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-4(個人情報データベース等)

(5)「個人情報取扱事業者」(法第 16 条第 2 項・法第 2 条第 9 項、第 10 項、第 11 項・法別表第 2 関係)

【本文】

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人

【解説・運用指針等】

- 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法第 59 号)で定める独立行政法人等、及び地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。
- 「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。
- 個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-5(個人情報取扱事業者)

(6)「個人データ」(法第16条第3項 関係)

【本文】

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

【解説・運用指針等】

- 「個人データ」とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
- 法は、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」と、用語を使い分け、個人情報取扱事業者に課せられた義務もそれぞれ異なることに注意が必要である。
利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの(例:市販の電話帳・住宅地図等)を構成する個人情報は個人データに該当しない(法第16条第1項(個人情報データベース等)、政令第4条第1項 参照)。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-6(個人データ)

(7)「保有個人データ」(法第16条第4項 関係)

【本文】

「保有個人データ」とは、対象事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

【参考】

政令・第5条 関係(保有個人データから除外されるもの)

☞ 法第16条第4項の政令で定めるもの

- (1) 個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

【解説・運用指針等】

- 「保有個人データ」(※1)とは、対象事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て(以下「開示等」という。)に応じることができる権限を有する(※2)「個人データ」をいう。

- 個人データのうち、次の(ア)から(エ)に掲げるものは「保有個人データ」ではない。
 - (ア) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
 - (イ) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。
 - (ウ) 当該個人データの存否が明らかになることにより国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。
 - (エ) 当該個人データの存否が明らかになることにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの。

【注釈】

(※1) 法は、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。

(※2) 開示等の具体的な対応が必要となる場合等については法第33条(保有個人データの開示)以降を参照のこと。なお、個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-7(保有個人データ)

(8)「個人関連情報」(法第2条第7項 関係)

【本文】

この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

【解説・運用指針等】

- 「個人に関するデータ」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関するデータ」には該当するもではないため、個人関連情報にも該当しない。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-8(保有関連情報)

(9)「個人関連情報取扱事業者」(法第16条第7項 関係)

【本文】

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第31条第1項において「個人関連情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

【参考】

政令・第8条

法第16条第7項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【解説・運用指針等】

- 「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等(別表第2に掲げる法人を除く。)及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-9(個人関連情報取扱事業者)

(10)仮名加工情報(法第2条第5項 関係)

【本文】

「仮名加工情報」とは、次の各項に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【解説・運用指針等】

- 「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1)法第2条第1項第1号に該当する「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」である個人情報の場合 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。

(2)法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(この措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。)

「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。

「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

なお、法において「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。

仮名加工情報に求められる「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」という要件は、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

仮名加工情報を作成するときは、法第41条第1項に規定する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)で定める基準に従って加工する必要があり、法第2条第5項に定める措置を含む必要な措置は当該規則で定めている(仮名加工情報の作成に必要な加工義務については、ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)2-2-2-1(仮名加工情報の適正な加工)参照)。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-10(仮名加工情報)

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-1(仮名加工情報)

(11)仮名加工情報取扱事業者(法第16条第5項 関係)

【本文】

「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(第41条第1項において「仮名加工情報データベース等」という。)を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く。

【参考】

政令・第6条

法第16条第5項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる仮名加

工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

【解説・運用指針等】

- 「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、法第2条第9項に規定する独立行政法人等及び法第2条第10項に規定する地方独立行政法人を除いた者をいう。
- 「仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の仮名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、仮名加工情報を含む情報の集合物をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の仮名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の仮名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。なお、法人格のない、権利能力のない社団(任意団体)又は個人であっても、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している場合は、仮名加工情報取扱事業者に該当する。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-11(仮名加工情報取扱事業者)

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-1-2(仮名加工情報取扱事業者)

(12)「匿名加工情報」(法第2条第6項 関係)

【本文】

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 個人識別符号以外の個人情報 ⇨ 法2条1項1号
個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 個人識別符号が含まれる個人情報 ⇨ 法2条1項2号
個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

<参考条文>

通則ガイドライン 2-12(匿名加工情報)

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-1-1(匿名加工情報)

(13)「匿名加工情報取扱事業者」(法第16条第6項 関係)

【本文】

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを事業の用に供している者をいう。

ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。

【参考】

政令・第7条 関係(匿名加工情報データベース等)

☞ 第16条第6項の政令で定めるもの。

匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-13(匿名加工情報取扱事業者)

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-1-2(匿名加工情報取扱事業者)

(14)「本人に通知」

【本文】

法第21条(第1項)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

※(参考)上記のほか、「本人に通知」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第21条第3項及び第4項(ガイドライン 通則編3-1-2(利用目的の変更)、ガイドライン通則編3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)

② 漏えい等に関するもの

法第26条第2項(ガイドライン 通則編3-5-4(本人への通知)参照)

③ 個人データの第三者提供に関するもの

法第27条第2項及び第3項、並びに第5項第3号及び第6項(ガイドライン 通則編3-6-2(オプトアウトによる第三者提供)、ガイドライン 通則編3-6-3(第三者に該当しない場合)参照)

④ 外国にある第三者への提供における情報提供に関するもの

法第28条第3項並びに規則第18条第4項及び第5項(3-6-4(外国にある第三者への提供の制限)参照)

⑤ 開示等の請求等に関するもの

法第32条第2項及び第3項、法第33条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、法第34条第3項並びに法第35条第7項(3-8-1(保有個人データに関する事項の公表等)、3-8-2(保有個人データの開示)、3-8-3(第三者提供記録の開示)、3-8-4(保有個人データ

の訂正等)、3-8-5(保有個人データの利用停止等)参照

【解説・運用指針等】

- 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-14(「本人に通知」)

(15)「公表」

【本文】

法第21条(第1項)

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

※(参考)上記のほか、個人情報取扱事業者等による「公表」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第21条第3項(ガイドライン 通則編3-1-2(利用目的の変更)参照)

② 仮名加工情報に関するもの

法第41条第4項、第6項及び法第42条第2項(ガイドライン 通則編3-10(仮名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

③ 匿名加工情報に関するもの

法第43条第3項、第4項及び第6項、第44条、並びに第46条(ガイドライン 通則編3-11(匿名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

④ その他

法第57条第3項(ガイドライン 通則編5-2(適用除外)参照)

【解説・運用指針等】

- 「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々が知ることができるように発表すること)をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-15(「公表」)

(16)「本人の同意」

【本文】

法第18条(第1項)

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

※(参考)上記のほか、「本人の同意」に関する主な条文

① 利用目的に関するもの

法第18条第2項及び第3項第2号から第4号まで(ガイドライン 通則編3-1-4(事業の承継)、ガイドライン 通則編3-1-5(利用目的による制限の例外)参照)

② 要配慮個人情報の取得に関するもの

法第20条第2項(ガイドライン 通則編3-3-2(要配慮個人情報の取得)参照)

③ 個人データの第三者提供に関するもの

法第27条第1項及び第28条第1項(ガイドライン 通則編3-6-1(第三者提供の制限の原則)、ガイドライン 通則編3-6-4(外国にある第三者への提供の制限)参照)

④ 個人関連情報の第三者提供に関するもの

法第31条第1項(3-7(個人関連情報の第三者提供の制限等)参照)

【解説・運用指針等】

- 「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提となる。)
- また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-16(「本人の同意」)

(17)「提供」

【本文】

法第16条(第4項)

4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。

法第27条(第1項)

1 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)～(7) 略

※(参考)上記のほか、「提供」に関する主な条文

① 個人データの第三者提供に関するもの

法第27条第2項、第5項、第28条、第29条及び第30条(ガイドライン 通則編3-6-2(オプトアウトによる第三者提供)、ガイドライン 通則編3-6-3(第三者に該当しない場合)、ガイドライン 通則編3-6-4(外国にある第三者への提供の制限)、ガイドライン 通則編3-6-5(第三者

提供に係る記録の作成等)、ガイドライン 通則編3-6-6(第三者提供を受ける際の確認等)参照)

② 個人関連情報の第三者提供に関するもの
法第31条第1項(ガイドライン 通則編3-7(個人関連情報の第三者提供の制限等)参照)

③ 保有個人データの第三者提供の停止に係る請求に関するもの
法第35条第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項(ガイドライン 通則編3-8-5(保有個人データの利用停止等)参照)

④ 仮名加工情報に関するもの
法第41条第6項並びに第42条第1項及び第2項(ガイドライン 通則編3-10(仮名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

⑤ 匿名加工情報に関するもの
法第43条第4項及び第44条(ガイドライン 通則編3-11(匿名加工情報取扱事業者等の義務)参照)

【解説・運用指針等】

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう(当該本人であることを確認できていることが前提となる。)

<参考条文>

通則ガイドライン 2-17(「提供」)

(18) 学術研究機関等(法第16条第8項関係)

【本文】

法第16条(第8項)
この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

【解説・運用指針等】

- 「学術研究機関等(※1)」とは、大学その他の学術研究(※2)を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、国立・私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、国立・私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。

(※1) 国立の大学等、法別表第2に掲げる法人のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として私立の大学、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

(※2) 「学術研究」については、ガイドライン 通則編2-19(学術研究目的)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-18(学術研究機関等)

(19) 学術研究目的

【本文】

法第18条(第3項第5号)

当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

※(参考)上記のほか、「学術研究目的」に関する主な条文

① 利用目的変更の制限の例外に関するもの

法第18条第3項第6号(ガイドライン 通則編3-1-5(利用目的による制限の例外)参照)

② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの

法第20条第2項第5号及び第6号(ガイドライン 通則編3-3-2(要配慮個人情報の取得)参照)

③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの

法第27条第1項第6号及び第7号(ガイドライン 通則編3-6-1(第三者提供の制限の原則)参照)

④ 学術研究機関等の責務に関するもの

法第59条(7(学術研究機関等の責務)参照)

- 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

<参考条文>

通則ガイドライン 2-19(「学術研究目的」)

II 対象事業者の義務

対象事業者は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針、ガイドライン等及び本指針に示す以下の項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等の規定を遵守しなければならない。

また、事業の管理者の監督義務や業務委託に係る契約債務等を遵守しなければならない。

1. 個人情報の利用目的関係

(1) 利用目的の特定(法第17条第1項 関係)

【本文】

対象事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、最終的にどのような目的で個人情報を利用するかをできる限り具体的に特定する必要がある。具体的には、本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定する必要がある。業種を明示することで、利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得るが、多くの場合、業種の明示だけでは「できる限り具体的に特定」したことにはならない。
- 本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態に即して事業内容を勘案し、顧客の種類ごとに利用目的を限定し、また、本人の選択によって利用目的の限定ができるようにする等、本人にとって利用目的がより明確になるようにすることが望ましい。あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的にその旨を特定しなければならない。
- 対象事業者が雇用管理情報の利用目的を特定するに当たっても、雇用管理情報が最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかが本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的であることが望ましい。個別具体的な利用目的を詳細に列挙する必要はなく、抽象的であっても雇用管理情報の取扱いが利用目的の達成に必要な範囲内か否かを実際に判断できる程度に明確化する必要がある。また、雇用管理情報は要配慮個人情報を含むと共に、項目ごとに利用目的が異なることも想定されるため、可能な限り個人情報の項目ごとに利用目的を特定することが望ましい。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-1-1(利用目的の特定)

(2) 利用目的の変更(法第17条第2項、第21条3項 関係)

【本文】

対象事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。(法第17条第2項)

利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しな

なければならない。(法第 21 条第 3 項)

【解説・運用指針等】

- 特定した利用目的は、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は本人に通知するか、又は公表しなければならない。
法目的(法第1条)が、個人の権利利益のみを絶対的な権利とせず、「個人情報の有用性に配慮」していることから、利活用のための取得後における或る程度の「利用目的の変更」は可能という考えもある。
- 本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲とは、本人の主観や対象事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-1-2(利用目的の変更)

(3)利用目的による制限(法第 18 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- 同意を得るために個人情報を利用すること(メールの送付や電話をかけること等)は、当初の利用目的として記載されていない場合でも目的外利用には該当しない。
- 「本人の同意を得(る)」とは、本人の個人情報が、対象事業者によって示された取扱方法で扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。(当該本人であることを確認できていることが前提。)
- 本人の同意を得るには、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果についても、未成年者、成年後見人、被保佐人、及び被補助人が判断能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-1-3(利用目的による制限)

(4) 事業の承継(法第 18 条第 2 項 関係)

【本文】

対象事業者は、事業の承継(合併、分社化、事業譲渡等)に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ、本人の同意を得ないで承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者が、事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合に、対象事業者は、本人の同意を得ることなく、個人情報を利用することができる。事業の承継とは、合併、分社化、事業譲渡等により事業の承継を受ける場合をいう。なお、対象事業者は、承継前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で、利用目的を変更することは可能である。
- 事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならないが、その同意を得るために本人に電子メールや電話等の手段を用いて同意を得ることは、事業承継前の利用目的に記載されてなくとも目的外利用にはならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-1-4(事業の継承)

(5) 利用目的による制限の例外(法第 18 条第 3 項 関係)

【本文】

前二項((3)、(4))は、以下の場合については適用されない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため(本人の同意を得ることが困難なとき)
- (3) 公衆衛生の向上、児童の健全な育成の推進(本人の同意を得ることが困難なとき)
- (4) 国の機関、地方公共団体等への協力(本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき)
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

【解説・運用指針等】

- 利用目的による制限は、本人の権利利益の保護という法目的上の要請であるが、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合であっても、公益上の理由であれば、本人の同意を得ることは不要である。

- 公益上の理由で本人の同意が不要な場合
 - (ア) 法令に基づく場合(法18条第3項第1号関係)
 - (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(※個人情報を目的外利用しなくても、他の方法により当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。)(法第18条第3項第2号関係)
 - (ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第18条第3項第3号関係)
公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、法第16条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第18条第3項第4号関係)
国の機関等(地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。)が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、法第16条第1項又は第2項の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。
 - (オ) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第18条第3項第5号関係)
 - (カ) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第18条第3項第6号関係)

<参考条文>

通則ガイドライン 3-1-5(利用目的による制限の例外)

2. 不適正利用の禁止(法第19条 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-2(不適正利用の禁止)

3. 個人情報の取得

(1) 個人情報の適正取得(法第 20 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。
- 対象事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第174条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-3-1(適正取得)

(2) 要配慮個人情報の取得(法第 20 条第 2 項 関係)

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、以下の場合は除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

【参考】

規則・第6条関係

☞ 法第20条第2項第7号の個人情報保護委員会規則で定める者

- (1) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
- (2) 外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者

政令・第9条関係

☞ 法第20条第2項第8号の政令で定める場合

- (1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (2) 法第27条第5項各号(①委託・②事業承継・③共同利用)に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

【解説・運用指針等】

- 要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならないが、次の(ア)から(キ)までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。
 - (ア) 法令に基づく場合(法第20条第2項第1号関係)
 - (イ) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第20条第2項第2号関係)
 - (ウ) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第20条第2項第3号関係)
 - (エ) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第20条第2項第4号関係)
 - (オ) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第20条第2項第5号)
 - (カ) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)(法第20条第2項第6号関係)
 - (キ) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合(法第20条第2項第7号、規則第6条関係)
 - ①本人
 - ②国の機関
 - ③地方公共団体
 - ④学術研究機関等
 - ⑤放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)
 - ⑥著述を業として行う者

- ⑦宗教団体
 - ⑧政治団体
 - ⑨外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
 - ⑩外国において法第57条第1項各号に掲げる者に相当する者
- (ク) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合(法第20条第2項第8号、政令第9条第1号関係)
- (ケ) 法第27条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき(法第20条第2項第8号、施行令第9条第2号)

- 要配慮個人情報を、法第27条第5項各号(①委託、②事業承継、③共同利用)により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
- 要配慮個人情報の第三者提供は、原則として本人の同意が必要である。
- オプトアウトによる第三者提供は認められていない。(法第27条第1項(第三者提供の制限の原則)および本指針「6.(1)第三者提供の制限の原則」、同第2項(オプトアウトによる第三者提供)および本指針「6.(2)第三者提供の制限の原則」参照)
- 対象事業者が、要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって本人の同意があったものと解される。
- 対象事業者が、要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合は、提供元が本人から必要な同意を取得していることが前提となるため、提供を受けた対象事業者が、改めて本人から同意を得る必要はないものと解される。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-3-2(要配慮個人情報の取得)

(3)利用目的の通知又は公表(法第21条第1項関係)

【本文】

対象事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましいが、公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-3-3(利用目的の通知又は公表)

(4)直接書面等による取得の場合(法第21条第2項 関係)

【本文】

対象事業者は、契約書その他の書面(電磁的記録を含む。)に記載された本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する

場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示※しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合はこの限りでない。

【解説・運用指針等】

- 前(3)項では、個人情報を取得した場合は速やかに利用目的を通知または公表すれば良いとしていたが、個人情報を直接書面取得する場合は、あらかじめ、本人に利用目的を明示しなければならない事に注意を要す。
- 本項の例としては、対象事業者が契約書や懸賞応募はがき、アンケート調査票等の書面等による記載や、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録により、直接本人から個人情報を取得する場合がある。
- 口頭により個人情報を取得する場合は、法第21条第1項に基づいてあらかじめ利用目的を公表するか取得後速やかにその利用目的を本人に通知するか又は公表しなければならない。
- 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第21条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

【注釈】

※「利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-3-4(直接書面等による取得)

(5)利用目的の通知等をしなくて良い場合(法第21条第4項 関係)

【本文】

次の場合については、利用目的を通知等する義務はない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより対象事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【解説・運用指針等】

- 次の(ア)～(エ)に掲げる場合については、利用目的の本人への通知、公表又は明示(以下、「利用目的の通知等」という。)が求められる場合であっても、当該利用目的の通知等は不要である。
 - (ア) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第21条第4項第1号関係)
事例) 児童虐待等に対応するために、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関におい

て、ネットワークを組んで対応する場合に、加害者である本人に対して当該本人の個人情報の利用目的を通知・公表することにより、虐待を悪化させたり、虐待への対応に支障等が生じたりするおそれがある場合

- (イ) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合(法第18条第4項第2号関係)

事例) 暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報等を、本人又は他の事業者等から取得したことが明らかになることにより当該情報を取得した企業に害が及ぶ場合

- (ウ) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(法第21条第4項第2号関係)

事例) 警察が、公開手配を行わないで、被疑者に関する個人情報を、被疑者の立ち回りが予想される対象事業者に限って提供した場合において、警察から当該個人情報を受け取った当該個人情報取扱事業者が、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある場合

- (エ) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(法第21条第4項第4号関係)

事例) 商品・サービス等を販売・提供するに当たって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合

<参考条文>

通則ガイドライン 3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)

4. 個人データの管理

(1) データ内容の正確性の確保等(法第 22 条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- なお、保有する個人データを一律に、又は常に最新化する必要はなくそれぞれの利用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。
また、対象事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去(個人データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。)するよう努めなければならない。
- ただし、法令の定めにより保存期間等が定められている場合はこの限りではない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-4-1(データ内容の正確性の確保等)

(2) 安全管理措置 (法第 23 条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理、人的安全管理、物理的安全管理、技術的安全管理、外的環境の把握について、各々の措置を講じなければならない。
- その際、本人の個人データが漏えい、滅失、又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、個人データを記録した媒体の性質に応じた安全管理措置を講じることが望ましい。
- 中小規模企業者(※)における緩和された特例的な安全管理措置
「ガイドライン(通則編) 10. 講ずべき安全管理措置の内容」において、中小規模事業者に対して、緩和された特例的な安全管理措置が許容されている。
中小規模に該当する対象事業者は、上記「講ずべき安全管理措置の内容」を参照して対応することで足りる。

【注釈】

※「中小規模事業者」に該当する場合とは、従業員(中小企業基本法における従業員をいう。)の数が100人以下の事業者である。

【組織的安全管理措置】

- 組織内における、安全管理に対する規程や手順書の整備運用、実施状況の確認等について組織自体の管理体制を定める。

【人的安全管理措置】

- 従業者等との間で非開示契約を締結することや、個人情報の適切な取扱いについての教育、訓練といった個人情報を取り扱う従業者に対する意識の向上やルール徹底を図る。

【物理的安全管理措置】

- 入退室管理、個人データの盗難防止措置等の設備面における措置を行う。

【技術的安全管理措置】

- 情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、システム監視等のソフト面における措置を図る。

【外的環境の把握】

- 外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

※以下に掲げるような場合は、「外国において個人データを取り扱う場合」に該当するため、個人情報取扱事業者は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要がある。

○個人情報取扱事業者が、外国にある支店・営業所に個人データを取り扱わせる場合

○個人情報取扱事業者が、外国にある第三者に個人データの取扱いを委託する場合

○外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人データを取り扱う場合

<参考条文>

通則ガイドライン 3-4-2(安全管理措置)

(3)従業者の監督(法第24条 関係)

【本文】

対象事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、個人データの安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう当該従業者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。
- 従業者とは、対象事業者の組織内にあって直接間接を問わず事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-4-3(従業員の監督)

(4) 委託先の監督 (法第 25 条 関係)

【本文】

対象事業者は、個人データの全部又は一部を委託する場合は、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託(※1)する場合は、委託先において個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、対象事業者は、法第23条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう監督を行うものとする(※2)。
- その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データを提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、次の(ア)から(ウ)までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない(※3)。

(ア) 適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び通則ガイドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、通則ガイドライン「講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

(イ) 委託契約の締結

委託契約には、当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

(ウ) 委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい(※4)。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【注釈】

(※1) 「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

(※2) 委託元が法第23条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第23条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。

(※3) 委託先の選定や委託先における個人データ取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられる。

(※4) 委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-4-4(委託先の監督)

5. 個人データの漏えい等の報告等(法第 26 条関係)

(1)「漏えい」の考え方

(A)「漏えい」の考え方

【解説・運用指針等】

■ 個人データの「漏えい」とは、個人データが外部に流出することをいう。

【個人データの漏えいに該当する事例】

事例1)個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合

事例2)個人データを含むメールを第三者に誤送信した場合

事例3)システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となっていた場合

事例4)個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

事例5)不正アクセス等により第三者に個人データを含む情報が窃取された場合 なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合(※)は、漏えいに該当しない。

(※)個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要がある。

(B)「滅失」の考え方

【解説・運用指針等】

■ 個人データの「滅失」とは、個人データの内容が失われることをいう。

【個人データの滅失に該当する事例】

事例1)個人情報データベース等から出力された氏名等が記載された帳票等を誤って廃棄した場合(※1)

事例2)個人データが記載又は記録された書類・媒体等を社内で紛失した場合(※2) なお、上記の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、個人情報取扱事業者が合理的な理由により個人データを削除する場合は、滅失に該当しない。

(※1)当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、個人データの漏えいに該当する場合があります。(※2)社外に流出した場合には、個人データの漏えいに該当する。

(C)「毀損」の考え方

【解説・運用指針等】

■ 個人データの「毀損」とは、個人データの内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

事例1)個人データの内容が改ざんされた場合

事例2)暗号化処理された個人データの復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合

事例3)ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合(※)

なお、上記事例2)及び事例3)の場合であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。

(※)同時に個人データが窃取された場合には、個人データの漏えいにも該当する。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-5-1(「漏えい等」の考え方)

(2)漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

【解説・運用指針等】

■ 個人情報取扱事業者は、漏えい等又はそのおそれのある事案(以下「漏えい等事案」という。)が発覚した場合は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の(1)から(5)に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1)事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- (2)事実関係の調査及び原因の究明
- (3)影響範囲の特定
- (4)再発防止策の検討及び実施
- (5)個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

<参考条文>

通則ガイドライン 3-5-2(漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置)

(3)個人情報保護委員会への報告(法第26条第1項関係)

(A)報告対象となる事態

【本文】

法第26条(第1項)

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

規則第7条

法第26条第1項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第1項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が

発生し、又は発生したおそれがある事態 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、次の(1)から(4)までに掲げる事態(以下「報告対象事態」という。)を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない(※1)(※2)。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則第7条第1号関係)
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則第7条第2号関係)
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則第7条第3号関係)
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則第7条第4号関係)
- (※1) 報告対象事態に該当しない漏えい等事案であっても、個人情報取扱事業者は個人情報保護委員会に任意の報告をすることができる。
- (※2) 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。

(B) 報告義務の主体

【解説・運用指針等】

- 漏えい等報告の義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。
- 個人データの取扱いを委託している場合においては、委託元と委託先の双方が個人データを取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として委託元と委託先の双方が報告する義務を負う。この場合、委託元及び委託先の連名で報告することができる。なお、委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したときは、委託先は報告義務を免除される(ガイドライン 通則編3-5-3-5(委託元への通知による例外)参照)。
- また、委託元から委託先にある個人データ(個人データA)の取扱いを委託している場合であつて、別の個人データ(個人データB)の取扱いを委託していないときには、個人データBについて、委託元において報告対象事態が発生した場合であっても、委託先は報告義務を負わず、委託元のみが報告義務を負うことになる。

(C) 速報(規則第8条第1項関係)

【本文】

規則第8条(第1項)

個人情報取扱事業者は、法第26条第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。)を報告しなければならない。

(ア) 概要

(イ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目

(ウ) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

(エ) 原因

(オ) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(カ) 本人への対応の実施状況

(キ) 公表の実施状況

(ク) 再発防止のための措置

(ケ) その他参考となる事項

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速やかに、個人情報保護委員会に報告しなければならない。個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣に報告する。事業所管大臣に報告する場合、報告期限は個人情報保護委員会に報告する場合と同様である。
- 報告期限の起算点となる「知った」時点については、個別の事案ごとに判断されるが、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とする。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。
- 個人情報保護委員会への漏えい等報告については、次の(ア)から(ケ)までに掲げる事項を、原則として、個人情報保護委員会のホームページの報告フォームに入力する方法により行う。速報時点での報告内容については、報告をしようとする時点において把握している内容を報告すれば足りる。

(ア)「概要」

当該事態の概要について、発生日、発覚日、発生事案、発見者、規則第7条各号該当性、委託元及び委託先の有無、事実経過等を報告する。

(イ)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目について、媒体や種類(顧客情報、従業員情報の別等)とともに報告する。

(ウ)「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数」

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数について報告する。

(エ)「原因」

当該事態が発生した原因について、当該事態が発生した主体(報告者又は委託先)とともに報告する。

(オ)「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」

当該事態に起因して発生する被害又はそのおそれの有無及びその内容について報告する。

(カ)「本人への対応の実施状況」

当該事態を知った後、本人に対して行った措置(通知を含む。)の実施状況について報告する。

(キ)「公表の実施状況」

当該事態に関する公表の実施状況について報告する。

(ク)「再発防止のための措置」

漏えい等事案が再発することを防止するために講ずる措置について、実施済みの措置と今後実施予定の措置に分けて報告する。

(ケ)「その他参考となる事項」

上記の(ア)から(ク)までの事項を補完するため、個人情報保護委員会が当該事態を把握する上で参考となる事項を報告する。

(D) 確報(規則第8条第2項関係)

【本文】

規則第8条(第2項)

前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から30日以内(当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、速報に加え(※1)、30日以内(規則第7条第3号の事態においては60日以内。同号の事態に加え、同条第1号、第2号又は第4号の事態にも該当する場合も60日以内。)に個人情報保護委員会(個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣)に報告しなければならない。30日以内又は60日以内は報告期限であり、可能である場合には、より早期に報告することが望ましい。
- 報告期限の起算点となる「知った」時点については、速報と同様に、個人情報取扱事業者が法人である場合には、いずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とし、確報の報告期限の算定(※2)に当たっては、その時点を1日目とする。
- 確報においては、(C)速報の(ア)から(ク)までに掲げる事項の全てを報告しなければならない。確報を行う時点(報告対象事態を知った日から30日以内又は60日以内)において、合理的努力を尽くした上で、一部の事項が判明しておらず、全ての事項を報告することができない場合には、その時点で把握している内容を報告し、判明次第、報告を追完するものとする。

(※1) 速報の時点で全ての事項を報告できる場合には、1回の報告で速報と確報を兼ねることができる。

(※2) 確報の報告期限(30日以内又は60日以内)の算定に当たっては、土日・祝日も含める。ただし、30日目又は60日目が土日、祝日又は年末年始閉庁日(12月29日～1月3日)の場合は、その翌日を報告期限とする(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条)。

(E) 委託元への通知による例外(規則第9条関係)

【本文】

規則第9条

個人情報取扱事業者は、法第26条第1項ただし書の規定による通知をする場合には、第7条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第1項各号に定める事項を通知しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 委託先は、個人情報保護委員会(個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により報告を受理する権限を事業所管大臣に委任している場合には、当該事業所管大臣)への報告義務を負っている委託元に対し、(C)速報(ア)から(ク)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、報告義務を免除される。委託元への通知については、速報としての報告と同様に、報告対象事態を知った後、速やかに行わなければならない。「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、委託先が当該事態の発生を知った時点から概ね3～5日以内である。
- この場合、委託先から通知を受けた委託元が報告をすることになる。委託元は、通常、遅くとも委託先から通知を受けた時点で、報告対象事態を知ったこととなり、速やかに報告を行わなければならない。
- なお、通知を行った委託先は、委託元から報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-5-3(個人情報保護委員会への報告)

(4) 本人への通知(法第26条第2項関係)

【本文】

法第26条(第2項)

前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じたを通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

規則第10条

個人情報取扱事業者は、法第26条第2項本文の規定による通知をする場合には、第7条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第8条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。

(A) 通知対象となる事態及び通知義務の主体

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、本人への通知を行わなければならない。

- 通知義務を負う主体は、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データを取り扱う個人情報取扱事業者である。
- 個人データの取扱いを委託している場合において、委託先が、報告義務を負っている委託元に(C)速報(ア)から(ク)までに掲げる事項のうち、その時点で把握しているものを通知したときは、委託先は報告義務を免除されるとともに、本人への通知義務も免除される。

(B)通知の時間的制限

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、報告対象事態を知ったときは、当該事態の状況に応じて速やかに、本人への通知を行わなければならない。
- 「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案して判断する。

(C)通知の内容

【解説・運用指針等】

- 本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」(規則第8条第1項第1号)、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目」(同項第2号)、「原因」(同項第4号)、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」(同項第5号)及び「その他参考となる事項」(同項第9号)(※)に限られている。これらの事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというのではなく、本人への通知は、「当該事態の状況に応じて速やかに」行う必要がある(B)通知の時間的制限参照)。
- 本人への通知については、「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものである。
- また、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知が「本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」行うものであることに鑑み、本人への通知は不要である。

(D)通知の方法

【解説・運用指針等】

- 「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない(4)(本人に通知参照)。また、漏えい等報告と異なり、本人への通知については、その様式が法令上定められていないが、本人にとって分かりやすい形で通知を行うことが望ましい。

(E)通知の例外

【解説・運用指針等】

- 本人への通知を要する場合であっても、本人への通知が困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置(※1)を講ずることによる対応が認められる。

(※1)代替措置として事案の公表を行わない場合であっても、当該事態の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、公表を行うことが望ましい。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-5-4(本人への通知)

6. 個人データの第三者への提供

(1) 第三者提供の制限の原則 (法第 27 条第 1 項 関係)

【本文】

対象事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利 利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、あらかじめ本人の同意(※1)を得ないで個人データを提供してはならない(※2)(※3)。
- 本人から同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない。
- あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨を特定しなければならない。(法第17条第1項(利用目的の特定))

【注釈】

(※1) 「本人の同意」とは、本人の個人情報が、対象事業者によって示された取扱方法で扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

(※2) ブログやその他のSNSに書き込まれた個人データを含む情報については、当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり、その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから、その公開範囲について、インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他のSNSの運営事業者等に裁量の余地はないため、このような場合は、当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。

(※3) 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、法第174条により刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が科され得る。

- 次の(ア)から(キ)までに掲げる場合については、第三者提供に当たって、本人の同意は不要である。

(ア) 法令に基づいて個人データを提供する場合(法第27条第1項第1号関係)

法令には、法律、政令、省令、委員会規則、条例も含むが、訓令、通達等の国民の権利、義務に直接関わらない行政規則は含まない。

(イ) 人(法人を含む。)の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第27条第1項第2号関係)

(ウ) 公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(法第27条第1項第3号関係)

(エ) 国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第27条第1項第4号関係)

(オ) 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第27条第1項第5号関係)

(カ) 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者(学術研究機関等であるか否かを問わない。)に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第27条第1項第6号関係)

(キ) 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的(※2)で取り扱う必要がある場合(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法第27条第1項第7号関係)

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-1(第三者提供の制限の原則)

(2) オプトアウトによる第三者提供(法第27条第2項～第4項)

① オプトアウトに関する原則(法第27条第2項 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第20条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

- (1) 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第30条第1項第1号及び第32条第1項第1号において同じ。)の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

【参考】

規則・第11条関係(第三者提供に係る事前の通知等)

1. 法第27条第2項又は第3項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人が、当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - (2) 本人が法第27条第2項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
2. 法第27条第2項又は第3項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
 - (1) 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法
 - (2) 別記様式第2(法第27条第3項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、別記様式第3)による届出書及び当該届出書に記載

すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。)を提出する方法

3. 代理人によって法第27条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、別記様式第4によるその権限を証する書面(電磁的記録を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則・第12条 関係(外国にある対象事業者の代理人)

外国にある個人情報取扱事業者は、法第27条第2項又は第3項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面(日本語による翻訳文を含む。)を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

規則・第14条 関係(第三者提供に係る対象事業者による公表)

個人情報取扱事業者は、法第27条第4項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第2項に掲げる事項(同項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表するものとする。

【解説・運用指針等】

- 対象事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、次の(ア)から(ケ)までに掲げる事項をあらかじめ(※1)本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には(※3)、あらかじめ本人の同意(※4)を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(※5)
 - (ア) 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人等の代表者の氏名
 - (イ) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (ウ) 第三者に提供される個人データの項目
 - (エ) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (オ) 第三者への提供の方法
 - (カ) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること。
 - (キ) 本人の求めを受け付ける方法(※8)
 - (ク) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (ケ) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 個人情報取扱事業者は、法第27条第2項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表(※6)するものとする。
- なお、要配慮個人情報をオプトアウトにより第三者に提供することや、オプトアウトにより提供を受けた個人データをオプトアウトにより再提供することはできず、第三者に提供するに当たって

は、法第27条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。また、不正取得された個人データについても、オプトアウトにより第三者に提供することはできない(※7)

【注釈】

(※1) オプトアウトによる第三者提供を行う際は上記の(ア)から(オ)までに掲げる事項をあらかじめ、第三者に提供される個人データによって識別される本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおかなければならない(規則第11条第1項第1号)ため、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた時点から、極めて短期間の後に、第三者提供を行ったような場合は、「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」をおいていないと判断され得る。

具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の態様、本人と個人情報取扱事業者との近接性、本人から停止の求めを受け付ける体制、提供される個人データの性質などによっても異なり得るため、個別具体的に判断する必要がある。また、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」時期と、「個人情報保護委員会に届け出」る時期は、必ずしも同時である必要はないが、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いた後、速やかに個人情報保護委員会に届け出ることが望ましい。

(※2) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

「本人が容易に知り得る状態」とは、事業所の窓口等への書面の掲示・備付けやホームページへの掲載その他の継続的方法により、本人が知ろうとすれば、時間的にも、その手段においても、簡単に知ることができる状態をいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない(規則第7条第1項第2号)。

(※3) 届出の方法は、個人情報保護委員会が定める方法によって行わなければならない(規則第11条第2項)。なお、代理人によって届出を行う場合は、個人情報保護委員会が定める様式によるその権限を称する書面を提出しなければならない(規則第11条第3項)。

また、外国にある個人情報取扱事業者が、届出を行う場合には、国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。当該代理権を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

(※4) 「本人の同意」については、法第18条第1項(利用目的による制限)の項を参照のこと。

(※5) 法第17条第1項の規定により特定された当初の利用目的に、個人情報の第三者提供に関する事項が含まれていない場合は、第三者提供を行うと目的外利用となるため、オプトアウトによる第三者提供を行うことはできない。

(※6) 基本的には「インターネットの方法」による「公表」が望ましいが、個人情報取扱事業者の特性、本人との近接性などにより、当該方法以外の適切な方法による公表も可能である。「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々が知ることができるよう発表すること)をいい、公表に当たっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(※7) オプトアウトにより提供を受けた個人データのオプトアウトによる再提供の禁止や、不正取得された個人データのオプトアウトによる提供の禁止については、当該個人データの全部又は一部を複製・加工したものについても適用があるため、注意を要する。

(※8) 「本人の求めを受け付ける方法」には、本人が求めを行う連絡先(事業者名、窓口名、郵送先住所又は送信先メールアドレス等。当該個人情報取扱事業者が外国に本拠地を置く場合においては国内代理人の氏名、連絡先等。)が含まれる。

②オプトアウトに関する事項の変更及び個人データの提供をやめた場合(法第27条第3項関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

【参考】

規則・第11条(第三者提供に係る事前の通知等)
規則・第12条(外国にある個人情報取扱事業者の代理人)
規則・第14条(第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表)
※ 前①項(オプトアウトに関する原則) 参照

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、法第27条第2項に基づきオプトアウトにより個人データの第三者提供を行っている場合であって、提供される個人データの項目、提供の方法又は第三者への提供を停止すべきとの本人の求めを受け付ける方法を変更する場合は、変更する内容について、変更にあたってあらかじめ(※1)、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態(※2)に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない(※3)。
- なお、個人情報取扱事業者は、法第27条第3項に基づき、必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは、その内容を自らも公表(※4)するものとする。

【注釈】

(※1) 「あらかじめ」の具体的な期間については、法第27条第2項(オプトアウトに関する原則)を参照。

(※2) 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。「本人が容易に知り得る状態」については、法第27条第2項(オプトアウトに関する原則)の項を参照。なお、次のような方法であれば、適切かつ合理的な方法と解される。

・変更内容を新旧対照表等により分かりやすく明示した書面で本人に通知する。

・対象事業者のホームページにおいて本人が分かりやすい場所に、変更する内容を新旧対照表等により分かりやすく明示する。

(※3) 届出の方法等については法第27条第2項(オプトアウトに関する原則)の項を参照。

(※4) 「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること(不特定多数の人々を知ることができるように発表すること)をいい、公表にあたっては、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によらなければならない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-2(オプトアウトによる第三者提供)

(3) 第三者に該当しない場合(法第27条第5項・第6項 関係)

【本文】

次の場合において、個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

【解説・運用指針等】

- 個人データの提供先が、①委託、②事業の承継、③共同利用の場合においては、当該提供先は別の主体として形式的には第三者に該当するものの、本人との関係においては提供元と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しない。
- 以下の要件(①～③)を満たす場合には、個人情報取扱事業者は、法第27条第1項から第3項までの規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意、又は第三者提供におけるオプトアウトを行うことなく、個人データを提供することができる。

① 委託(法第27条第5項第1号関係)

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。なお、委託元には法第25条により委託先に対する監督責任が課される(法第25条(委託先の監督)参照)

② 事業の承継(法第27条第5項第2号関係)

合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。

なお、事業の承継後も個人データが当該事業の承継により提供される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。(法第18条第2項(事業の承継)参照)

また、事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、相手会社から自社の調査を受け、自社の個人データを相手会社へ提供する場合も、本号に該当し、あらかじめ本人の同意を得ることなく又は第三者提供におけるオプトアウト手続を行うことなく、個人データを提供することができるが、当該データの利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結しなければならない。

③ 共同利用(法第27条第5項第3号関係)

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合(※1)であって、次の(i)から(v)までの情報(※2)を、提供に当たりあらかじめ本人に通知(※3)し、又は本人が容易に知り得る状態(※4)に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考

えられることから、第三者に該当しない(※5)。

また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、既に取得している事業者が法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

(i) 共同利用をする旨

(ii) 共同して利用される個人データの項目

(iii) 共同して利用する者の範囲

「共同利用の趣旨」は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することである。したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるか判断できる程度に明確にする必要がある。

なお、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はないが、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにしなければならない。

(iv) 利用する者の利用目的

共同して利用する個人データについて、その利用目的を全て、本人に通知し、又は、本人が容易に知り得る状態に置いていなければならない。

なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。

(v) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

「個人データの管理について責任を有する者」とは、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者をいう。

なお、ここでいう「責任を有する者」とは、共同して利用する全ての事業者の中で、第一次的に苦情の受付・処理、開示・訂正等を行う権限を有する者をいい、共同利用者のうち一事業者の内部の担当責任者をいうものではない。

また、個人データの管理について責任を有する者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、共同利用者間で利用している個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(法第22条(データ内容の正確性の確保等)参照)

【注釈】

(※1) 共同利用の対象となる個人データの提供については、必ずしも全ての共同利用者が双方向で行う必要はなく、一部の共同利用者に対し、一方向で行うこともできる。

(※2) 事業者が共同利用を実施する場合には、共同利用者における責任等を明確にし円滑に実施する観点から、上記(i)から(v)までの情報のほか、例えば、次の(ア)から(カ)までの事項についても、あらかじめ取り決めておくことが望ましい。

(ア) 共同利用者の要件(グループ会社であること、特定のキャンペーン事業の一員であること等、共同利用による事業遂行上の一定の枠組み)

(イ) 各共同利用者の個人情報取扱責任者、問合せ担当者及び連絡先

(ウ) 共同利用する個人データの取扱いに関する事項

・個人データの漏えい等防止に関する事項

- ・目的外の加工、利用、複写、複製等の禁止
- ・共同利用終了後のデータの返還、消去、廃棄に関する事項
- (エ) 共同利用する個人データの取扱いに関する取決めが遵守されなかった場合の措置
- (オ) 共同利用する個人データに関する事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- (カ) 共同利用を終了する際の手続

(※3)「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

(※4)「本人が容易に知り得る状態」については、法第27条第2項～第4項(オプトアウトによる第三者提供)の項を参照のこと。

(※5)共同利用か委託かは、個人データの取扱いの形態により判断されるものであって共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-3(第三者に該当しない場合)

(4)外国にある第三者への提供の制限(法第28条 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第31条第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)(にある第三者(個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。))に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

【参考】

規則・第16条

☞ 法第28条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準

規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

規則・第17条

- (1) 法第28条第2項又は法第31条第1項第2号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- (2) 法第28条第2項又は法第31条第1項第2号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - ① 当該外国の名称
 - ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- (3) 前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第28条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第1号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第2号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。
 - ① 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - ② 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- (4) 第2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第28条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

規則・第18条

- (1) 法第28条第3項(法第31条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。
 - ① 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - ② 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法第31条第2項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。

- (2) 法第28条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。
- (3) 個人情報取扱事業者は、法第28条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
 - ① 当該第三者による法第28条第1項に規定する体制の整備の方法
 - ② 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - ③ 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法
 - ④ 当該外国の名称
 - ⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - ⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - ⑦ 前号の支障に関して第1項第2号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要
- (4) 個人情報取扱事業者は、法第28条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- (5) 個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

※ 外国にある第三者への提供の制限については「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」を参照。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第28条に従い、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。
 - ① 第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則(平成31年個人情報保護委員会規則第1号)で定める国にある場合
 - ② 第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
 - ③ 法第27条第1項各号に該当する場合(※1)

【注釈】

(※1) 法第27条第1項(第三者提供の禁止の例外(①～⑦号))

<保護法第28条が適用されない場合>

① 第三者が規則で定められた国にある場合、② 第三者が規則で定める基準に適合する体制を整備している場合、③ 法第27条1項各号に該当する場合は法第28条は適用されないため、「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要はない(ただし、①及び

②に該当する場合は、日本国内の第三者に個人データを提供する場合と同様、法第27条が適用されることに留意。)

例えば、海外の遠隔地で海外旅行保険の契約者に保険事故が発生し緊急の対応を要する際に、保険者損害保険会社が委託をしている現地のクレームエージェント(保険会社が海外で起きた事故について損害を調査したり、保険金の支払いなどの手続きを代行させるために委嘱する代理店)に情報提供を行う場合等に情報提供を行う場合等は、法第27条第1項第2号(人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。)に該当するため、法第28条は適用されないと考えられる。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-4(外国にある第三者への提供の制限)

外国にある第三者への提供ガイドライン 4-2-12(外国にある第三者への提供の制限)

(5) 第三者提供に係る記録の作成等 (法第 29 条 関係)

【本文】

1. 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第 31 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれか(前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 27 条第 1 項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
2. 個人情報取扱事業者は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

【参考】

規則・第19条 関係

1. 法第29条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
2. 法第29条第1項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第27条第2項の規定による提供を除く。)したとき又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は一括して作成することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、法第27条第1項又は法第28条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第29条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則・第20条 関係

1. 法第29条第1項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 法第27条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合、次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - (2) 法第27条第1項又は法第28条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第27条第1項又は法第28条の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
2. 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第29条第1項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第1項の当該事項の記録を省略することができる。

規則・第21条 関係

- ☞ 法第29条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間
次の各号に定める期間とする。
- (1) 第19条第3項に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
 - (2) 第19条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合
最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
 - (3) 前二号以外の場合 3年

【解説・運用指針等】

- 本規定は名簿屋対策が目的のため、一般的なビジネスの実態に配慮した規定になっている。
 - (ア) 記録事項として、第三者提供について本人同意がある場合は提供年月日の記録は不要
 - (イ) 記録の保存期間については、原則3年とするが本人に対する物品等の提供に関連して本人同意のもとで第三者提供した場合は1年。
 - (ウ) 本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能。
 - (エ) 反復継続して提供する場合は包括的な記録で足りる。
- 第三者提供に係る記録の作成等についての詳細は、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」を参照。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-5(第三者提供に係る記録の作成等)

(6) 第三者提供を受ける際の確認等 (法第 30 条 関係)

【本文】

1. 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
ただし、個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
(確認事項)
 - (1) 第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 第三者による個人データの取得の経緯
2. 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

【参考】

規則・第22条 関係

1. 法第30条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
2. 法第30条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
3. 前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第30条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

【第三者提供を受ける際の記録の作成等(法第 30 条第 3 項・第 4 項関係)】

【本文】

- 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、個人データの提供を受けた年月日、確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。(3項)
- 個人情報取扱事業者は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。(4項)

規則・第23条 関係

1. 法第30条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
2. 法第30条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(法第27条第2項の規定による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第30条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

規則・第24条 関係(第三者提供を受ける際の記録事項)

1. 法第30条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事業者から法第27条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 法第30条第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 法第27条第4項の規定により公表されている旨
 - (2) 個人情報取扱事業者から法第27条第1項又は法第28条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第27条第1項又は法第28条第1項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
 - (3) 個人関連情報取扱事業者から法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨
 - ロ 法第30条第1項第1号に掲げる事項
 - ハ 第1号ハに掲げる事項
 - ニ 当該個人関連情報の項目
 - (4) 第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項
2. 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第30条第3項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第30条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

規則・第25条 関係(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

☞ 法第30条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間

- (1) 第23条第3項に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第23条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3年

<参考条文>

通則ガイドライン 3-6-6(第三者提供を受ける際の確認等)

7. 個人関連情報の第三者提供の制限等(法第31条 関係)

【定義】

①個人関連情報

【本文】

法第2条(第7項)

この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

②個人関連情報取扱事業者

【本文】

法第16条(第7項)

「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの(「個人関連情報データベース等」)を事業の用に供している者をいう。ただし、第2項各号に掲げる者を除く

政令第8条

法第16条第7項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう

【注釈】

※個人関連情報取扱事業者の定義については、本指針2-(11) 個人関連情報取扱事業者を参照

(1) 法第 31 条の適用の有無について

【本文】

個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、法第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていること等を確認しないで、当該個人関連情報を提供してはならない。

【解説・運用指針等】

- 法第 31 条第 1 項は、個人関連情報取扱事業者による個人関連情報の第三者提供一般に適用されるものではなく、提供先の第三者が個人関連情報を「個人データとして取得することが想定されるとき」に適用されるものである。
- 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。
- 個人関連情報の提供を行う取扱事業者は、提供先の第三者との間で、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて法第 31 条第 1 項の適用の有無を判断することとなる。

【注釈】

- 契約等による対応については、提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法第 31 条は適用されない。
この場合は、提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されない。

但し、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが窺われる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-1(法第 31 条の適用の有無について)

(2) 本人の同意の取得方法

【解説・運用指針等】

- 法第 31 条第 1 項第 1 号の「本人の同意」とは、個人関連情報取扱事業者が第三者に個人関連情報を提供し、当該第三者が当該個人関連情報を個人データとして取得することを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
- 同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。(ガイドライン通則編3-7-2-1参照)
- 本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

【注釈】

■提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人データに紐付けて利用しない場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの容易照合性が排除しきれないとしても、「個人データとして取得する」場合には直ちには該当しない。

■令和 2 年改正法の施行日前になされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合は、その同意が法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同項第 1 号の同意があったものとみなされる。

(令和 2 年改正法附則第 5 条第 1 号)

■令和 3 年改正法の施行日前に別表第二法人等に対しされた本人の個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合は、その同意が法第 31 条第 1 項第 1 号の規定による個人関連情報の第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、令和 3 年改正法の施行日において同号の同意があったものとみなされる。

(令和 3 年改正法附則第 7 条第 8 項)

【注釈】

■同意取得の方法

例1) 本人から同意する旨を示した 書面や電子メールを受領する方法

例2) 確認欄へのチェックを求める方法

例3) ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法

例4) 本人に必要な情報を分かりやすく図を用いるなどして工夫して示す

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-2(本人の同意の取得方法)

(3)本人の同意等の確認の方法(法第 31 条第 1 項関係)

①個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること(法第 31 条第 1 項第 1 号、規則第 26 条第 1 項関係)

【本文】

法第 31 条(第 1 項) 1

個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第 27 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないうで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が 識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国 における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

規則第 26 条(第 1 項) 1

法第 31 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

【解説・運用指針等】

■ 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

ただし、当該個人データの提供が第 27 条第 1 項各号又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

【注釈】

■ 個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、あらかじめ当該個人関連情報に係る本人の同意が得られていることを確認しないで個人関連情報を提供してはならない。

■ 本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、第三者から申告を受ける方法 その他の適切な方法によって本人同意が得られていることを確認することになる。

■ 提供先の第三者から申告を受ける場合、個人関連情報取扱事業者は、その申告内容を一般的な注意力をもって確認すれば足りる。

■ 提供先の第三者において、複数の本人から同一の方式で同意を取得している場合、提供元はそれぞれの本人から同意が取得されていることを確認する必要があるが、同意取得の方法については、本人ごとに個別の申告を受ける必要はなく、複数の本人からどのように同意を取得したか申告を受け、それによって確認を行えば足りる。

■ 提供先の第三者から提供元の個人関連情報取扱事業者に対する申告に際し、提供先の第三者が法第 31 条第 1 項第 1 号の同意を取得済みの ID 等を提供する行為は、個人データの第三者提供に該当する場合があるが、法第 31 条第 1 項の確認行為において必要となる情報のみを提供する場合は、法令に基づく場合(法第 27 条第 1 項第 1 号)に該当する。

■ 提供元の個人関連情報取扱事業者において、同意取得を代行する場合は、同意を自ら確認する方法も「その他の適切な方法」による確認に該当する。

外国にある第三者への提供にあっては、必要な情報が当該本人に提供されていることが必要となる。

②外国にある第三者への提供にあつては、必要な情報が当該本人に提供されていること(法第 31 条第 1 項第 2 号、規則第 26 条第 2 項関係)

【本文】

規則第 17 条(第 1 項・第 2 項)

1 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 法第 28 条第 2 項又は法第 31 条第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

【解説・運用指針等】

■個人関連情報取扱事業者は、個人関連情報の提供先が外国にある第三者である場合には、本人の同意が得られていることを確認するに当たって、その旨の同意が得られていることに加え、当該同意を得ようとする時点において次の (1)から(3)までの情報が本人に提供されていることを確認しなければならない。

(外国第三者提供ガイドライン「5-1(情報提供の方法)」及び「5-2(提供すべき情報)」参照)

- (1) 提供先外国の名称
- (2) 外国における個人情報の保護に関する制度
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

【本文】

規則第 18 条(第 1 項)

法第 28 条第 3 項(法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(法第 31 条第 2 項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること

【解説・運用指針等】

■ 確認除外される場合

- ① 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国にある場合
(外国第三者提供ガイドライン「3(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国)」参照)
- ② 個人情報取扱事業者が講ずべき措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備している場合
(外国第三者提供ガイドライン「6-1(相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置)」参照)

< 確認の方法(規則第26条第2項関係) >

【本文】

規則第26条(第2項)

法第31条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

【解説・運用指針等】

■ 本人から同意を得る主体は、原則として提供先の第三者となり、個人関連情報取扱事業者は、書面の提示を受ける方法その他の適切な方法によって必要な情報の提供が行われていることを確認しなければならない。

- ③ 既に確認を行った第三者に対する確認の方法(規則第26条第3項)

【本文】

規則第26条(第3項)

前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第31条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

令和2年改正法規則附則第4条

法第31条第1項第1号に規定する事項のうち、施行日前に第26条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第27条に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第26条第3項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

■ 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報を提供する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第26条に規定する方法(3-7-3-1(個人データとして取得することを認める旨の本人の同意を得られていること)、3-7-3-2(外国にある第三者への提供にあつては、参考となるべき情報が当該本人に提供されていること))により確認を行い、3-7-4(提供元における記録義務)に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

■ 令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。

例えば、個人関連情報取扱事業者が、同じ提供先に対して、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人関連情報であることを認識しながら、個人関連情報の提供を行う場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-3(本人の同意等の確認の方法)

外国にある第三者への提供ガイドライン 5-1(情報提供の方法)、5-2(提供すべき情報)

外国にある第三者への提供ガイドライン 6-1(相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置)

(4)提供元における記録義務(法第31条第3項、第30条第3項関係)

【本文】

法第31条(第3項)

前条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

法第30条(第3項)

個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない

【解説・運用指針等】

■ 個人関連情報取扱事業者は、法第31条第1項の規定による確認を行った場合は、その記録を作成しなければならない(法第31条第3項において準用される法第30条第3項)。

【注釈】

※「第三者」のうち、次の(1)から(4)までに掲げる者に個人関連情報の提供を行う場合は、記録義務は適用されない(法第31条第3項において読み替えて準用する法第30条第3項、第29条第1項)

(1)国の機関(法第16条第2項第1号関係)

(2)地方公共団体(法第16条第2項第2号関係)

- (3) 独立行政法人等 (法第 16 条第 2 項第 3 号関係)
- (4) 地方独立行政法人(法第 16 条第 2 項第 4 号関係)

(A) 記録を作成する媒体(規則第 27 条第 1 項関係)

【本文】

法規則第 27 条(第 1 項)

法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

【解説・運用指針等】

- 個人関連情報取扱事業者は、記録を、文書、電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。法第2条第1項第1号参照)又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

(B) 記録を作成する方法 原則(規則第27条第2項関係)

【本文】

規則第 27 条(第 2 項)

法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。(略)

【解説・運用指針等】

- 個人関連情報取扱事業者は、記録を作成する場合、原則として、個人関連情報の提供の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。
なお、個人関連情報を提供する前に記録を作成することもできる。

・一括して記録を作成する方法(規則第27条第2項関係)

【本文】

規則第 27 条(第 2 項)

(略)当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

【解説・運用指針等】

- 一定の期間内に特定の事業者に対して継続的に又は反復して個人関連情報を提供する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。

・契約書等の代替手段による方法(規則第27条第3項関係)

【本文】

規則第 27 条(第 3 項)

前項の規定にかかわらず、法第 31 条第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

【解説・運用指針等】

- 個人関連情報取扱事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、当該本人に係る個人関連情報を当該個人関連情報取扱事業者から第三者に提供する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。
- 仮に、規則第27条第3項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある(ガイドライン(通則編)3-7-4-4(保存期間)参照)。

・代行により記録を作成する方法

【解説・運用指針等】

- 提供先の第三者は提供元の個人関連情報取扱事業者の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる。なお、この場合であっても、提供元の個人関連情報取扱事業者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

(C)提供元における記録事項(規則第 28 条関係)

・提供元における記録事項(規則第 28 条第 1 項関係)

【本文】

規則第 28 条(第 1 項)

法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日(前条第 2 項ただし書の規定により、法第 31 条第 3 項において読み替えて準用する法第 30 条第 3 項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目

【解説・運用指針等】

- 提供元の個人関連情報取扱事業者は、法第31条第1項の規定による確認を行ったときは、次の項目を記録しなければならない。

(1)「法第31条第1項第1号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨」

(2)「個人関連情報を提供した年月日(前条第2項ただし書の規定により、法第31条第3項において読み替えて準用する法第30条第3項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日)」

(3)「当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」

(4)「当該個人関連情報の項目」

事例1)ウェブサイトの閲覧履歴

事例2)商品購入履歴

事例3)年齢、性別

- ・記録事項の省略(規則第28条第2項関係)

【本文】

規則第28条(第2項)

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第31条第3項において読み替えて準用する法第30条第3項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第31条第3項において読み替えて準用する法第30条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

令和2年改正法規則附則第5条

第28条第1項に規定する事項のうち、施行日前に第27条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第28条第2項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

- 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供をする場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に提供元における記録義務(ガイドライン 通則編3-7-4)に規定する方法により作成した記録(現に保存している場合に限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。
- なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第28条第2項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、ガイドライン 通則編3-7-4-4(保存期間)を参照のこと。

(D)保存期間(法第31条第3項、第30条第4項関係)

【本文】

規則第 29 条

法第 31 条第 3 項において準用する法第 30 条第 4 項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 27 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間

(2) 第 27 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前二号以外の場合 3 年

【解説・運用指針等】

- 個人関連情報取扱事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。保存期間は記録の作成方法によって異なる。具体的には、次の表のとおりである。

記録の作成方法の別	保存期間
「ガイドライン 通則編3-7-4-2-3 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「ガイドライン 通則編3-7-4-2-2 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-4(提供元における記録義務)

(5)提供先の第三者における確認義務(法第 30 条第 1 項)

【本文】

法第 30 条(第 1 項)

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。(略)

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

規則第 22 条(第 1 項)

法第 30 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

【解説・運用指針等】

- 提供先の第三者は、第三者から 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、第三者(提供元の個人関連情報取扱事業者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。
(確認・記録義務ガイドライン「3-1-1(第三者の氏名及び住所並び に法人にあっては、その代表者の氏名)」も参照)
- 「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」(法第 30 条第 1 項第 2 号)については、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供する個人関連情報を個人データとして取得していないことから、提供先の個人情報取扱事業者における確認の対象とならない。

【参考】

法第 20 条第 1 項
個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報関連情報の提供を受ける際は、適正な取得をしなければならない。
- 【提供先が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】
- 事例(1) ➡ 提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合
- 事例(2) ➡ 提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合
- 事例(3) ➡ 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにも拘わらず、個人関連情報を個人データとして取得した場合

(A) 確認方法(法第 30 条第 1 項、規則第 22 条関係)

【本文】

法第 30 条(第 1 項)
個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。(略)

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

規則第 22 条(第 1 項)
1 法第 30 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、第三者から法第31条第1項の規定による個人情報関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、当該第三者(提供元の個人情報関連情報取扱事業者)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認しなければならない。確認・記録義務ガイドライン「3-1-1(第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)」も参照のこと。
- なお、「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」(法第30条第1項第2号)については、提供元の個人情報関連情報取扱事業者において、提供する個人情報関連情報を個人データとして取得していないことから、提供先の個人情報取扱事業者における確認の対象とならない

(B)既に確認を行った第三者に対する確認方法(規則第22条関係)

【本文】

規則第22条(第3項)

前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第30条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

平成27年改正法規則附則第4条

法第26条第1項各号に規定する事項のうち、施行日前に第15条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について第16条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、第15条第3項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

令和3年改正法規則附則第5条

別表第二法人等において、法第30条第1項各号に規定する事項のうち、施行日前に新規則第22条に規定する方法に相当する方法で確認(当該確認について新規則第23条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。)を行っているものについては、新規則第22条第3項を適用することができる。この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

- 複数回にわたって同一「本人」の個人情報関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第22条に規定する方法(ガイドライン 通則編3-7-5-1(確認方法))により確認を行い、ガイドライン 通則編3-7-4(提供元における記録義務)に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。
- 例えば、個人情報取扱事業者である提供先の第三者が、同じ提供元の個人情報関連情報取扱事業者から、既に確認・記録義務を履行した本人に係る個人情報関連情報であることを認識しながら

ら、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、「同一であることの確認」が行われているものである。

(C) 提供先の第三者による適正取得

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、偽りその他不正の手段により、個人関連情報を個人データとして取得してはならない(法第20条第1項)。
- 【提供先の個人情報取扱事業者が偽りその他不正の手段により個人関連情報を個人データとして取得している事例】

事例1) 提供先の個人情報取扱事業者が、提供元の個人関連情報取扱事業者に個人データとして利用する意図を秘して、本人同意を得ずに個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例2) 提供先の個人情報取扱事業者が、本人同意を取得していないにもかかわらず、同意取得していると提供元の個人関連情報取扱事業者に虚偽の申告をして、個人関連情報を個人データとして取得した場合

事例3) 提供元の個人関連情報取扱事業者が同意取得を代行することを念頭に、実際には提供元の個人関連情報取扱事業者が適切に同意取得していない場合において、提供先の個人情報取扱事業者がこれを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人関連情報を個人データとして取得した場合

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-5(提供先の第三者における確認義務)

(6) 提供先の第三者における記録義務(法第30条第3項関係)

【本文】

法第30条(第3項)

個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、法第30条第3項の記録義務の適用を受ける。(法第27条第1項各号に掲げる場合を除く。)
- 個人関連情報の第三者提供について、外国にある第三者への提供にあつては、法第31条第1項第2号の規定による情報の提供についても記録する。

【参考】

(A) 記録を作成する媒体(規則第 23 条第 1 項関係)

規則第 23 条(第 1 項)
法第 30 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

※個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

(B) 記録を作成する方法

- ・原則(規則第 23 条第 2 項関係)

規則第 23 条(第 2 項)
法第 30 条第 3 項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。(略)

- ・一括して記録を作成する方法(規則第 23 条第 2 項関係)

規則第 23 条(第 2 項)
(略)当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(法第 27 条第 2 項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三 個人情報保護法ガイドライン(通則編) 112 者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

※提供先の第三者は、一定の期間内に特定の事業者から継続的 又は反復して個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合は、個々の提供に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。(ガイドライン 通則編3-7-4-2-2(一括して記録を作成する方法)も参照)

- ・契約書等の代替手段による方法(規則第 23 条第 3 項関係)

【本文】

規則第 23 条(第 3 項)
前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第 30 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

※提供先の第三者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、本人に係る個人関連情報の提供を受けて 個人データとして取得する場合は、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。

仮に、規則第 23 条第 3 項の要件を満たさない書面も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある(ガイドライン 通則編3-7-6-4(保存期間参照))。

(ガイドライン 通則編3-7-4-2-3(契約書等の代替手段による方法)も参照)

(C) 提供先の第三者における記録事項(規則第 24 条関係)

- ・提供先の第三者における記録事項(規則第24条第1項関係)

規則第24条(第1項)

法第30条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1)(2) (略)

(3) 個人関連情報取扱事業者から法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第31条第1項第1号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第2号の規定による情報の提供が行われている旨

ロ 法第30条第1項第1号に掲げる事項

ハ 第1号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者である提供先の第三者は、個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合は、次の項目を記録しなければならない。

(1)「法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われている旨」

(2)「法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事項」

(3)「第 1 号ハに掲げる事項」

(4)「当該個人関連情報の項目」

- ・記録事項の省略(規則第24条第2項関係)

規則第24条(第2項)

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第30条第3項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第30条第3項の当該事項の記録を省略することができる。

令和2年改正法規則附則第3条

第24条第1項第3号に規定する事項のうち、施行日前に第23条に規定する方法に相当する方法で記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)を作成しているものについては、第24条第2項を適用することができる。この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

- 複数回にわたって同一「本人」の個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合において、同一の内容である事項を重複して記録する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既にガイドライン 通則編3-7-6(提供先の第三者における記録義務)に規定する方法により作成した記録(現に保存している場合に限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる。
- 令和2年改正法の施行日の前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様とする。
- なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を規則第24条第2項に基づき省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点とする。保存期間については、ガイドライン 通則編3-7-6-4(保存期間)を参照のこと。

・保存期間(法第30条第4項、規則第25条関係)

法第30条(第4項)

個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

規則第25条

法第30条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第23条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第23条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3年

【解説・運用指針等】

- 個人関連情報取扱事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。保存期間は記録の作成方法によって異なる。具体的には、次の表のとおりである。

記録の作成方法の別	保存期間
「ガイドライン 通則編3-7-6-2-3 契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「ガイドライン 通則編3-7-6-2-2 一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

<参考条文>

通則ガイドライン 3-7-6(提供先の第三者における記録義務)

8. 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等

(1) 保有個人データに関する事項の公表等(法第32条関係)

(A) 保有個人データに関する事項の本人への周知(法第32条第1項関係)

【本文】

法第32条(第1項)

1. 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的(第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(3) 次項の規定による求め又は次条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第34条第1項若しくは第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続(第38条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

(4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの

【参考】

政令第10条

法第32条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 法第23条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)

(2) 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(3) 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

【解説・運用指針等】

■ 個人情報取扱事業者は、保有個人データについて、次の①から⑤までの情報を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。以下同じ。)(※1)に置かなければならない。

- ① 個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所(※2)並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 全ての保有個人データの利用目的(※3)(ただし、一定の場合(※4)を除く。)
- ③ 保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示等の請求(※5)に応じる手続及び保有個人データの利用目的の通知の求め又は開示の請求に係る手数料の額(定めた場合に限る。)(※6)
- ④ 保有個人データの安全管理のために講じた措置(ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。)
- ⑤ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(例) 苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)

【注釈】

(※1)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とはホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、普段から問合せ対応が多い事業者等において、ホームページへ継続的に掲載する方法は、「本人が容易に知り得る状態」(ガイドライン 通則編 3-6-2(オプトアウトによる第三者提供)参照)及び「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の両者の趣旨に合致する方法である。

(※2)個人情報取扱事業者が外国に所在する場合は、当該外国(本邦の域外にある国又は地域)の名称を含む。

(※3)利用目的に第三者提供が含まれる場合は、その旨も明らかにしなければならない。

(※4)「一定の場合」とは、法第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる次の場合をいう(ガイドライン 通則編 3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)。

(※5)「開示等の請求」とは、保有個人データの開示(ガイドライン 通則編 3-8-2(保有個人データの開示)参照)、保有個人データの内容の訂正、追加若しくは削除(ガイドライン 通則編 3-8-4(保有個人データの訂正等)参照)、保有個人データの利用の停止若しくは消去又は保有個人データの第三者への提供の停止(ガイドライン 通則編 3-8-5(保有個人データの利用停止等)参照)、第三者提供記録の開示(ガイドライン 通則編 3-8-3(第三者提供記録の開示))の請求をいう。

(※6)手数料の額を定める場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、定めなければならない(ガイドライン通則編 3-8-8(手数料)参照)。

(※7)法第 32 条第 1 項第 4 号及び政令第 10 条第 1 号の規定により本人の知り得る状態に置く必要があるのは保有個人データの安全管理のために講じた措置であるが、これに代えて、個人データの安全管理のために講じた措置について本人の知り得る状態に置くことは妨げられない。

(B) 保有個人データの利用目的の通知(法第 32 条第 2 項・第 3 項関係)

【本文】

法第 32 条(第 2 項・第 3 項)

2. 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第 21 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

3. 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、次の①から④までの場合を除いて、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、遅滞なく、本人に通知(※)しなければならない。
- なお、通知しない旨を決定したときは、遅滞なく、その旨を本人に通知しなければならない。

- ①上記(1) (法第 32 条第 1 項)の措置により、本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかである場合
 - ②利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合(法第 21 条第 4 項第 1 号) (ガイドライン 通則編 3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
 - ③利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は利益が侵害されるおそれがある場合(法第 21 条第 4 項第 2 号) (ガイドライン 通則編 3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
 - ④国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が国の機関等から受け取った保有個人データの利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合(法第 21 条第 4 項第 3 号) (ガイドライン 通則編 3-3-5(利用目的の通知等をしなくてよい場合)参照)
- (※)「本人に通知」については、5-(4) (本人に通知)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-1(保有個人データに関する事項の公表等)

(2)保有個人データの開示(法第 33 条第 1 項～第 4 項関係)

【本文】

法第 33 条(第 1 項～第 4 項)

1. 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。
2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
3. 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅

滞なく、その旨を通知しなければならない。

4. 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

【参考】

規則第30条

法第33条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法(※1)(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法(※2))により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない(※3)。
- 電磁的記録の提供による方法については、個人情報取扱事業者がファイル形式や記録媒体などの具体的な方法を定めることができるが、開示請求等で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、可読性・検索性のある形式による提供や、技術的に可能な場合には、他の事業者へ移行可能な形式による提供を含め、できる限り本人の要望に沿った形で対応することが望ましい。
- ただし、開示することにより次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る保有個人データが存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知(※4)しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。
 - (ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (イ)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (ウ)他の法令に違反することとなる場合

(※1)開示の請求を行った者から開示の方法について特に指定がなく、個人情報取扱事業者が提示した方法に対して異議を述べなかった場合は、当該個人情報取扱事業者が提示した方法で開示することができる。

(※2)本人が請求する方法による開示が困難な場合に、直ちに書面の交付による開示を行うのではなく、個人情報取扱事業者が対応できる方法への変更を求めることが望ましい。また、開示の請求に際して提出すべき書面の様式において、個人情報取扱事業者が対応できる方法や媒体等をあらかじめ示しておくといった対応も考えられる。

(※3)消費者等、本人の権利利益保護の観点からは、事業活動の特性、規模及び実態を考慮して、個人情報の取得方法(取得源の種類等)を、可能な限り具体的に明記し、本人からの求めに

一層対応していくことが望ましい。

(※4)「本人に通知」については、5-(4)(本人に通知)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-2(保有個人データの開示)

(3) 第三者提供記録の開示(法第33条第5項、第1項～第3項関係)

(A) 第三者提供記録の定義

【本文】

法第33条(第5項)

第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第29条第1項及び第30条第3項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第37条第2項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第33条(第1項～第3項)

(略)(ガイドライン 通則編 3-8-2(保有個人データの開示)参照)

【参考】

政令第11条

法第33条第5項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

【解説・運用指針等】

- 第三者提供記録とは、法第29条第1項及び第30条第3項の記録のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げるものを除いたものをいう。明文又は解釈により法第29条第1項又は第30条第3項の規定が適用されない場合において、これらの規定に基づくことなく作成された記録は第三者提供記録に含まれない。

- (ア) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (イ) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (ウ) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(エ)当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(B) 第三者提供記録の開示の方法

【本文】

法第 33 条(第 5 項)

第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第 33 条(第 1 項)

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

規則第 30 条

法第 33 条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示(存在しないときにはその旨を知らせることを含む。)の請求を受けたときは、本人に対し、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該第三者提供記録を開示しなければならない。
- 個人情報取扱事業者が第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。例えば、契約書の代替手段による方法で記録を作成した場合には、当該契約書中、記録事項となっている事項を抽出した上で、本人が求める方法により開示すれば足り、契約書そのものを開示する必要はない。

(C) 第三者提供記録の不開示事由等

【本文】

法第 33 条(第 5 項)

第 1 項から第 3 項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第 29 条第 1 項及び第 30 条第 3 項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第 37 条第 2 項において「第三者提供記録」という。)について準用する。

法第 33 条(第 2 項・第 3 項)

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定

により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 第三者提供記録を開示することにより次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、これにより開示しない旨の決定をしたとき又は請求に係る第三者提供記録が存在しないときは、遅滞なく、その旨を本人に通知(※)しなければならない。また、本人が請求した方法による開示が困難であるときは、その旨を本人に通知した上で、書面の交付による方法により開示を行わなければならない。

(ア)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(イ)個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(ウ)他の法令に違反することとなる場合

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-3(第三者提供記録の開示)

(4) 保有個人データの訂正等(法第34条関係)

【本文】

法第34条

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データに誤りがあり、事実でないという理由によって、内容の訂正、追加又は削除(※1) (以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、原則として(※2)、訂正等を行わなければならない。
- なお、個人情報取扱事業者は、法第34条第2項の規定に基づき請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を本人に通知(※3)しなければならない。
- また、保有個人データの内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合には、法第34条第1項及び第2項の規定は適用されず、当該他の法令の規定が適用されることとなる。
- なお、本人が、裁判上の訴えにより、当該本人が識別される保有個人データの訂正等を請求する場合と本条との関係については、8-(9) (裁判上の訴えの事前請求)を参照のこと。

(※1)「削除」とは、不要な情報を除くことをいう。

(※2)利用目的からみて訂正等が必要ではない場合、保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等を行う必要はない。ただし、その場合には、遅滞なく、訂正等を行わない旨を本人に通知しなければならない。

(※3)「本人に通知」については、5-(4) (本人に通知)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-4(保有個人データの訂正等)

(5)保有個人データの利用停止等(法第35条関係)

【本文】

法第35条

1. 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第18条若しくは第19条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第20条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。
2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
3. 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第27条第1項又は第28条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
4. 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止し

なければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5. 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6. 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7. 個人情報取扱事業者は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(A)利用停止等の要件

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合については、保有個人データの利用の停止若しくは消去(※1)(以下「利用停止等」という。)又は第三者提供の停止を行わなければならない。

(ア)法違反の場合の利用停止等

(イ)法違反の場合の第三者提供の停止

(ウ)法第35条第5項の要件を満たす場合の利用停止等又は第三者提供の停止

個人情報取扱事業者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合については、原則として、遅滞なく、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

①利用する必要がなくなった場合

②当該本人が識別される保有個人データに係る法第26条第1項本文に規定する事態が生じた場合

③当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

(※1)「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

(B) 本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度

【解説・運用指針等】

- (A) (利用停止等の要件)の(ウ)に該当する場合、個人情報取扱事業者は、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、利用停止等又は第三者提供の停止を行わなければならない。

(C) 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置

【解説・運用指針等】

- (A) (利用停止等の要件)の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合であっても、利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難である場合は、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置を講ずることによる対応が認められる。
- 「困難な場合」については、利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合のほか、個人情報取扱事業者が正当な事業活動において保有個人データを必要とする場合についても該当し得る。
- 代替措置については、事案に応じて様々であるが、生じている本人の権利利益の侵害のおそれに対応するものであり、本人の権利利益の保護に資するものである必要がある。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-5(保有個人データの利用停止等)

(7) 理由の説明(法第 36 条関係)

【本文】

法第 36 条

個人情報取扱事業者は、第 32 条第 3 項、第 33 条第 3 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)、第 34 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求、又は第三者提供記録の開示に関する請求(以下「開示等の請求等」という。)に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知(※)する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。
(※)「本人に通知」については、5-(4)(本人に通知)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-6(理由の説明)

(8) 開示等の請求等に応じる手続(法第 37 条関係)

【本文】

法第 37 条

1. 個人情報取扱事業者は、第 32 条第 2 項の規定による求め又は第 33 条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。次条第 1 項及び第 39 条において同じ。)、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求(以下この条及び第 54 条第 1 項において「開示等の請求等」という。)に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
2. 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人情報又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人情報又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
3. 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
4. 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

【参考】

政令第12条

法第37条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。第33条第1項及び第38条第3項において同じ。)の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第38条第1項の手数料の徴収方法

政令第13条

法第37条第3項の規定により開示等の請求等を行うことができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、開示等の請求等(※1)において、これを受け付ける方法として次の(1)から(4)までの事項を定めることができる。
 - (1) 開示等の請求等の申出先
 - (例) 担当窓口名・係名、郵送先住所、受付電話番号、受付 FAX 番号、メールアドレス等
 - (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面(電磁的記録を含む。)の様式、その他の開示等の請求等の受付方法
 - (例) 郵送、FAX、電子メールやウェブサイト等のオンラインで受け付ける等
 - (3) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人(①未成年者又は成年被後見人の法定代

理人、②開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人)であることの確認の方法
(※2)

(4)保有個人データの利用目的の通知又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法

(※1)「開示等の請求等」とは、保有個人データの利用目的の通知の求め(8-(1)(保有個人データに関する事項の公表等)参照)、保有個人データの開示(8-(2)(保有個人データの開示)参照)、訂正等(8-(4)(保有個人データの訂正等)参照)、利用停止等若しくは第三者提供の停止(8-(5)(保有個人データの利用停止等)参照)、又は第三者提供記録の開示に関する請求(8-(3)(第三者提供記録の開示)参照)の請求をいう。

(※2)確認の方法としては、次のような事例が考えられるが、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない。

なお、代理人による来所や送付等の場合にあっては、確認書類として、本人及び代理人についての次の事例に示す書類等のほか、代理人について、代理権を与える旨の委任状(親権者が未成年者の法定代理人であることを示す場合は、本人及び代理人が共に記載され、その続柄が示された戸籍謄抄本、住民票の写し。また、成年後見人が成年被後見人の法定代理人であることを示す場合は、登記事項証明書)が考えられる。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-7(開示等の請求等に応じる手続)

(9)手数料(法第38条関係)

【本文】

法第38条

1. 個人情報取扱事業者は、第32条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第33条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
2. 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知(法第32条第2項)を求められ、又は保有個人データの開示の請求(法第33条第1項)若しくは第三者提供記録の開示の請求(法第33条第5項において準用する同条第1項)を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料の額を定め、これを徴収することができる。
 - なお、当該手数料の額を定めた場合には、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※)に置いておかなければならない(法第32条第1項第3号)。
 - また、手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。
- (※)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、

8-(1)(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-8(手数料)

(10)裁判上の訴えの事前請求(法第39条関係)

【本文】

法第39条

1. 本人は、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。
2. 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
3. 前二項の規定は、第33条第1項、第34条第1項又は第35条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

【解説・運用指針等】

- 自己が識別される保有個人データの開示(※1)、訂正等(※2)、利用停止等(※3)若しくは第三者提供の停止(※4)又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示(※5)の個人情報取扱事業者に対する請求について裁判上の訴えを提起しようとするときは、あらかじめ裁判外において当該請求を個人情報取扱事業者に対して行い、かつ、当該請求が当該個人情報取扱事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該訴えを提起することができない(※6)(※7)。
- ただし、個人情報取扱事業者が当該裁判外の請求を拒んだとき(※8)は、2週間を経過する前に、当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができる。

【注釈】

- (※1)保有個人データの開示については、8-(2)(保有個人データの開示)を参照のこと。
- (※2)保有個人データの訂正等とは、保有個人データの訂正、追加又は削除のことをいう(8-(4)(保有個人データの訂正等)参照)。
- (※3)保有個人データの利用停止等とは、保有個人データの利用の停止又は消去のことをいう(8-(5)(保有個人データの利用停止等)参照)。
- (※4)保有個人データの第三者提供の停止については、8-(5)(保有個人データの利用停止等)を参照のこと。
- (※5)第三者提供記録の開示については、8-(3)(第三者提供記録の開示)を参照のこと。
- (※6)例えば、本人から個人情報取扱事業者に対する保有個人データの開示請求が4月1日に到達した場合には、本人が当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができるのは、当該到達日から2週間が経過した日(4月16日)以降となる。
- (※7)自己が識別される保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止又は自己が識別される個人データに係る第三者提供記録の開示について仮処分命令を申し立てるときも、同様に、あらかじめ個人情報取扱事業者に対し、これらの請求を行い、かつ、当該請求

が当該個人情報取扱事業者に到達した日から2週間を経過した後でなければ、当該仮処分命令を申し立てることができない。

(※8)「当該裁判外の請求を拒んだとき」とは、法第33条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第34条第3項、及び第35条第7項に掲げる場合のほか、個人情報取扱事業者が当該請求を行った者に対して特に理由を説明することなく単に当該請求を拒む旨を通知した場合等も含まれる。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-8-9(裁判上の訴えの事前請求)

9. 個人情報取扱事業者による苦情の処理(法第40条関係)

【本文】

法第40条

1. 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
2. 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない(※1)。もともと、無理な要求にまで応じなければならないものではない。
- なお、個人情報取扱事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先(個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。)について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)(※2)に置かなければならない(8-1)(保有個人データに関する事項の公表等)参照)。

(※1)消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針(いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等)」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

(※2)「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」については、8-1(保有個人データに関する事項の公表等)を参照のこと。

<参考条文>

通則ガイドライン 3-9(個人情報の取扱いに関する苦情処理)

10. 仮名加工情報取扱事業者等の義務(法第41条・第42条関係)

(1) 仮名加工情報の適正な加工(法第41条第1項関係)

【本文】

法第41条(第1項)

1. 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第6章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

規則第31条

法第41条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【解説・運用指針等】

- 対象事業者が仮名加工情報の作成にあたっては、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないようにするために、(1)に該当する個人情報並びに当該個人情報に含まれる記述等の一部並びに(2)に該当する個人識別番号の全部を削除しなければならない。(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)

(1)個人情報保護法 第2条 第1項 通則編2・2-1 記載

(2)個人情報保護法 第2条 第2項 政令第1条 記載

- 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る(※1)。を作成するとき(※2)は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、規則第31条各号に定める基準に従って、個人情報を加工しなければならない。なお、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第31条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

(※1)仮名加工情報の取扱いに係る法第4章第3節の規律(法第41条及び第42条)は、仮名加工情報データベース等を構成する仮名加工情報に適用されるものである。いわゆる散在情報となる、仮名加工情報データベース等を構成しない仮名加工情報には、法第4章第3節の規律は適用されない。

(※2)「作成するとき」は、仮名加工情報として取り扱うために、当該仮名加工情報を作成するときのことを指す。したがって、例えば、安全管理措置の一環として氏名等の一部の個人情報を削

除(又は他の記述等に置き換え)した上で引き続き個人情報として取り扱う場合、あるいは匿名加工情報又は統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等については、仮名加工情報を「作成するとき」には該当しない。

【注釈】

- 「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。
- 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することができる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法をいう。
- 法は、「個人情報」、「要配慮個人情報」(2-(3)(要配慮個人情報)参照)、「個人データ」(2-(6)(個人データ)参照)、「保有個人データ」(2-(7)(保有個人データ)参照)、「個人関連情報」(2-(8)(個人関連情報)参照)、「仮名加工情報」(2-(10)(仮名加工情報)参照)、「匿名加工情報」(2-(12)(匿名加工情報)参照)等の語を使い分けており、個人情報取扱事業者等に課される義務はそれぞれに異なるので、注意を要する。
- 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当することとなる。
- 法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない。
但し、役員名、従業員名等、個人に関する情報は 個人情報に該当する。
また、「個人」とは日本国民に限らず、外国人も含まれる。

(A) 特定の個人を識別することができる記述等の削除

【本文】

規則第 31 条(第 1 号)

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【解説・運用指針等】

- 個人情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別出来る記述を削除しなければならない。(他の情報と用意に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものも含む。)
- 「他の情報と容易に照合することができ」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとの判断となるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、照合が困難な状態は、一般に容易に照合することができない状態であると解される。

【想定される加工の事例】

- 事例(1) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合
 ➡氏名を削除
- 事例(2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合

- ➡氏名を削除
- ➡住所を削除、又は、〇〇県△△市に置き換える。
- ➡生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える

※)講ずべき措置は、個別の事例ごとに判断する必要がある。

例えば、氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、まだなお特定の個人を識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるまで加工する必要がある。

(B)個人識別符号の削除

【本文】

規則第31条(第2号)

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【解説・運用指針等】

- 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することができる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法をいう。(いわゆる紐付けができない状態)

【注釈】

- 他の記述等への置き換えとして、仮IDを付す場合には、元の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない。
- 仮IDを付す際の注意点については、ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)3-2-2-1(特定の個人を識別することができる記述等の削除)の(※)を参照のこと。

(参考)個人識別符号の概要

個人識別符号とは、その情報単体から特定の個人を識別することができるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)で定めるものをいい、次のいずれかに該当するものである(個人識別符号の定義の詳細については、ガイドライン 通則編「2-2(個人識別符号)」参照)。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号

- ・ 生体情報(DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋)をデジタルデータに変換したもののうち、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの(政令第1条第1号及び規則第2条)

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

- ・ 旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号(政令第1条第2号から第8号まで、規則第3条及び第4条)

(C)不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除

【本文】

規則第 31 条(第 3 号)

(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

【解説・運用指針等】

- 不正に利用されることにより個人の財産的被害が生じるおそれが類型的に高い記述等については、それが漏えいした場合に個人の権利利益の侵害が生じる可能性が相対的に高いと考えられる。
- そのため、仮名加工情報を作成するに当たっては、これらの記述等について削除しなければならない。
- なお、他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。

【想定される加工の事例】

事例(1) ➡クレジットカード番号の削除

事例(2) ➡送金や決済機能のあるウェブサービスのログイン ID・パスワードの削除

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-1(仮名加工情報の適正な加工)

(2)削除情報等の安全管理措置(法第 41 条第 2 項関係)

【本文】

法第 41 条(第 2 項)

2. 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

【参考】

規則第 32 条

法第 41 条第 2 項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第 41 条第 2 項に規定する削除情報等(同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるもの)に限る。
- (2) 仮名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

- (3) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備する。
- (4) 当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱う。
- (5) その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (6) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること

【解説・運用指針等】

- 取り扱う仮名加工情報である個人データの漏えい等その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【削除情報等の安全管理で講じなければならない措置の具体例】

講じなければならない措置	具体例
①削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化 (規則第32条第1号)	・削除情報等の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備
②削除情報等の取扱いに関する規程類の整備及び当該規程類に従った削除情報等の適切な取扱い 並びに削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施 (規則第32条第2号)	・削除情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ・従業員の教育 ・削除情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ・削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善
③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置の実施 (規則第32条第3号)	・削除情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ・機器、電子媒体等の盗難等の防止 ・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えいの防止 ・削除情報等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ・削除情報等へのアクセス制御 ・削除情報等へのアクセス者の識別と認証 ・外部からの不正アクセス等の防止 ・情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えいの防止

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-2-2(削除情報等の安全管理措置)

(3)利用目的による制限・公表(法第 41 条第 3 項・第 4 項関係)

(A)利用目的による制限

【本文】

法第 41 条(第 3 項)

3. 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。)は、第 18 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。)を取り扱ってはならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合(※1)を除くほか、法第 17 条第 1 項の規定により特定された利用目的(※2)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱ってはならない。
- 法令に基づく場合」以外の場合において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、あらかじめ利用目的を変更する必要がある。
- なお、仮名加工情報については、利用目的の変更の制限に関する法第 17 条第 2 項の規定は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められる(ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)2-2-3-6 (適用除外)参照)。
- 利用目的を変更した場合には、原則として変更後の利用目的を公表しなければならない。(ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)2-2-3-1-2(利用目的の公表)参照)

(※1)「法令に基づく場合」の具体的な事例については、ガイドライン 通則編3-1-5 (利用目的による制限の例外)」を参照。

(※2)個人情報取扱事業者が仮名加工情報を作成したときは、作成の元となった個人情報に関し特定された利用目的が、当該仮名加工情報の利用目的として引き継がれる。

(B)利用目的の公表

【本文】

法第41条(第4項)

4. 仮名加工情報についての第21条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

【解説・運用指針等】

- 仮名加工情報取扱事業者は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合(※)には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。
- また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。
- 但し、以下の(ア)から(エ)までの場合については、個人情報である仮名加工情報の取得時、及び

- 個人情報である仮名加工情報の利用目的の変更時における利用目的の公表は不要である

(ア)利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(イ)利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(ウ)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(エ)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

【注釈】

- 個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報の一部を削除する等の加工を行ったに過ぎない場合は、ここでいう個人情報の「取得」には該当しない。
- よって、個人情報取扱事業者が、自らが保有する個人情報を加工して仮名加工情報を作成した場合には、当該仮名加工情報が個人情報に当たる場合でも、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」には該当しない。
- 但し、仮名加工情報を作成した個人情報取扱事業者が、仮名加工情報及び仮名加工情報に係る削除情報等を、事業の承継に伴い他の事業者へ提供した場合(ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)2-2-3-3(第三者提供の禁止等)参照)は、他の事業者にとって、仮名加工情報は、通常、削除情報等と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別できる情報に該当するため、個人情報に該当し、当該他の事業者が事業の承継に伴い当該仮名加工情報の提供を受けることは、ここでいう個人情報である仮名加工情報の「取得」に該当することとなる。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-1(利用目的による制限・公表)

(4)利用する必要がなくなった場合の消去(法第41条第5項関係)

【本文】

法第41条(第5項)

5. 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第22条の規定は、適用しない。

【解説・運用指針等】

- 仮名加工情報取扱事業者は、保有する仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され利用目的との関係では当該仮名加工情報である個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となり、当該事業の再開の見込みもない場合等は、仮名加工情報である個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない(※1)。
- 保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない(※2)

【注釈】

(※1)「仮名加工情報である個人データの消去」とは、当該仮名加工情報である個人データを個人データでなくすることであり、仮名加工情報である個人データを削除することのほか、仮名加工情報を容易に照合できる他の情報と組み合わせても特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

(※2)「削除情報等の消去」とは、仮名加工する際に削除した削除情報等を消去することをいう。

【仮名加工情報を利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例

新商品の開発のため、仮名加工情報である個人データを保有していたところ、当該新商品の開発に関する事業が中止となり、当該事業の再開の見込みもない場合

【削除情報等について利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例

仮名加工情報についての取扱いを終了し、新たな仮名加工情報を作成する見込みもない場合

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-2(利用する必要がなくなった場合の消去)

(5) 第三者提供の禁止等(法第 41 条第 6 項関係)

【本文】

法第41条(第6項)

6. 仮名加工情報取扱事業者は、第27条第1項及び第2項並びに第28条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第27条第5項中「前各項」とあるのは「第41条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第29条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第27条第1項各号のいずれか)」とあり、及び第30条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第27条第5項各号のいずれか」とする。

【注釈】

- 個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合(※1)を除き、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。
- ただし、次の(ア)から(ウ)までの場合については、第三者には該当しないものとする。
- そのため、このような要件を満たす場合には、仮名加工情報である個人データを提供することができる。なお、法令に基づく場合又は次の(ア)から(ウ)までのいずれかの場合における仮名加工情報である個人データの提供については、確認・記録義務は課されない(法第 41 条第 6 項 により読み替えて適用される法第 29 条第 1 項ただし書及び第 30 条第 1 項ただし書)

(ア)委託(法第 41 条第 6 項、第 27 条第 5 項第 1 号関係)

(イ)事業の承継(法第 41 条第 6 項、第 27 条第 5 項第 2 号関係)

(ウ)共同利用(法第 41 条第 6 項、第 27 条第 5 項第 3 号関係)
提供に当たりあらかじめ①から⑤を公表しているときに限る。

①共同利用をする旨

②共同して利用される仮名加工情報である個人データの項目

③共同して利用する者の範囲

④利用する者の利用目的

⑤当該仮名加工情報である個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-3(第三者提供の禁止等)

(6)識別行為の禁止(法第 41 条第 7 項関係)

【本文】

法第41条(第7項)

7. 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報(※)と照合してはならない。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

事例1)複数の仮名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。

事例2)仮名加工情報を個人と関係のない情報(例:気象情報、交通情報、金融商品等の取引高)とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例1)保有する個人情報と仮名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。

事例2)仮名加工情報を、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

(※)「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的をもって行う行為であれば、個人情報、個人関連情報、仮名加工情報及び匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-4(識別行為の禁止)

(7)本人への連絡等の禁止(法第41条第8項関係)

【本文】

法第41条(第8項)

8. 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

【参考】

規則第33条

法第41条第8項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む)

【解説・運用指針等】

- 仮名加工情報取扱事業者が、仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をしたり、郵便若しくは信書便の送付や、電報を送達したり、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信してはならない。
- 又は住居を訪問するために、仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。

【受信する者を特定して情報を電子送信する方法に該当する事例】

事例1)いわゆるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のメッセージ機能によりメッセージを送信する方法

事例2)CookieIDを用いて受信する者を特定した上で、当該受信者に対して固有の内容のインターネット広告を表示する方法

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-5(本人への連絡等の禁止)

(8)適用除外(法第41条第9項関係)

【本文】

法第41条(第9項)

9. 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第17条第2項、第26条及び第32条から第39条までの規定は、適用しない。

【解説・運用指針等】

- 個人情報である仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データの取扱いについては、次の(ア)から(ウ)までの規定が適用されない。

(ア)利用目的の変更(法第17条第2項関係)

仮名加工情報(個人情報であるもの)については、利用目的の変更の制限に関する法第17条第2項の規定は適用されないため、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更も認められる。

(イ)漏えい等の報告等(法第26条関係)

仮名加工情報である個人データについては、法第26条の規定は適用されないため、仮名加工情報である個人データについて漏えい等が発生した場合でも、法第26条に基づく報告や本人通知は不要である(※1)。

(ウ)本人からの開示等の請求等(法第32条～第39条関係)

仮名加工情報である保有個人データについては、法第32条から第39条までの規定は適用されないため、仮名加工情報である保有個人データについては、これらの規定に基づく本人からの開示等の請求等の対象とならない(※2)。

(※1)仮名加工情報の作成の元となった個人データ又は氏名と仮IDの対応表のような削除情報等(個人データであるもの)については、法第26条の規定が適用される。そのため、これらについての漏えい等が発生した場合において、当該漏えい等が法第26条に定める要件を満たす場合には、同条に基づく報告や本人通知の対象となる。

(※2)個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者が仮名加工情報の作成の元となった保有個人データを引き続き保有している場合、当該保有個人データについては、法第32条から第39条までの規定に基づく本人からの開示等の請求等の対象となる。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-6(適用除外)

(9)その他の義務等

個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報(個人情報であるもの)及び仮名加工情報である個人データの取扱いについては、上記10-(3)(利用目的による制限・公表)から10-(8)(適用除外)までに記載の各規律のほか、次の(ア)から(カ)までの義務等が課される(※)。

(ア)不適正利用の禁止(法第19条関係)

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により仮名加工情報(個人情報であるもの)を利用してはならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-2(不適正利用の禁止)」を参照のこと。

(イ)適正取得(法第20条第1項関係)

偽りその他不正の手段により仮名加工情報(個人情報であるもの)を取得してはならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-3-1(適正取得)」を参照のこと。

(ウ)安全管理措置(法第23条関係)

取り扱う仮名加工情報である個人データの漏えい等その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-4-2(安全管理措置)」を参照のこと。

なお、仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、それを取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないように、仮名加工情報に該当することを明確に認識できるようにしておくことが重要である。そのため、仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかかな状態にしておくことが望ましい。

(エ)従業者の監督(法第24条関係)

従業者に仮名加工情報である個人データを取り扱わせるに当たっては、当該仮名加工情報である個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-4-3(従業者の監督)」を参照のこと。

(オ)委託先の監督(法第25条関係)

仮名加工情報である個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された仮名加工情報である個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-4-4(委託先の監督)」を参照のこと。

(カ)苦情処理(法第40条関係)

仮名加工情報(個人情報であるもの)の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。

詳細については、通則ガイドライン「3-9(個人情報の取扱いに関する苦情処理)」を参照のこと。

【注釈】

- 仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、仮名加工情報を取り扱う者にとってその情報が仮名加工情報である旨が一見して明らかかな状態にしておくのが望ましい。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-3-7(その他の義務等)

(10) 個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等

① 第三者提供の禁止等(法第 42 条第 1 項・第 2 項関係)

【本文】

法第42条(第1項・第2項)

1. 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

2. 第27条第5項及び第6項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第5項中「前各項」とあるのは「第42条第1項」と、同項第1号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第6項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

- 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合(※1)を除くほかは、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を第三者に提供してはならない。
- ただし、法第 42 条第 2 項により読み替えて準用される法第 27 条第 5 項各号に定める委託、事業承継又は共同利用により仮名加工情報の提供を受ける者は、第三者には該当しないものとする。そのため、法第 42 条第 2 項により読み替えて準用される法第 27 条第 5 項各号に定める委託、事業承継又は共同利用による場合は、仮名加工情報を提供することができる(※2)。

【注釈】

(※1)「法令に基づく場合」の具体的な事例については、通則ガイドライン「3-1-5(利用目的による制限の例外)」を参照のこと。

(※2)委託、事業承継及び共同利用については、2-2-3-3(第三者提供の禁止等)を参照のこと。

② その他の義務等(法第 42 条第 3 項関係)

【本文】

法第42条(第3項)

3. 第23条から第25条まで、第40条並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第23条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

【解説・運用指針等】

- 仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについては、上記 10-(5)(第三者提供の禁止等)に記載の規律のほか、次の(ア)から(カ)までの義務等が課される。
- (ア) 安全管理措置(法第 23 条)
- (イ) 従業者の監督(法第 24 条・法第 42 条第 3 項)
- (ウ) 委託先の監督(法第 25 条・法第 42 条第 3 項)

(エ) 苦情処理(法第 40 条)

(オ) 識別行為の禁止(法第 42 条第 3 項、第 41 条第 7 項関係)

(カ) 本人への連絡等の禁止(法第 42 条第 3 項、第 41 条第 8 項関係)

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 2-2-4(個人情報でない仮名加工情報の取扱いに関する義務等)

11. 匿名加工情報取扱事業者の義務

(1) 匿名加工情報の適正な加工 (法第 43 条第 1 項 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。(第 1 項)

【参考】

規則・第34条 関係(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

法第43条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

① 特定の個人を識別することができる記述等の削除

規則・第 34 条第 1 号 関係

個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

② 個人識別符号の削除 (規則第 34 条第 2 号)

規則・第34条第2号 関係

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

③ 情報を相互に連結する符号の削除(規則第34条第3号)

規則・第34条第3号 関係

個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

④ 特異な記述等の削除(規則第34条第4号)

規則・第34条第4号 関係

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること
(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

⑤ 個人情報データベース等の性質を踏まえたその他の措置(規則第34条第5号)

規則・第34条第5号 関係

前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-2-2(匿名加工情報の適正な加工)

(2) 匿名加工情報の安全管理措置等(法第43条第2項、第6項、第46条)

① 加工方法等情報の安全管理措置(法第43条第2項 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

【参考】

規則・第35条 関係 ☞ 法第43条第2項の個人情報保護委員会規則で定める基準

- (1) 加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

② 匿名加工情報の安全管理措置(法第43条第6項、法第46条 関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。(法第43条第6項)

【本文】

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。(法第46条)

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-2-3(匿名加工情報等の安全管理措置)

(3) 匿名加工情報の作成時の公表(法第43条第3項、規則第36号関係)

【本文】

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

【参考】

規則・第36条 関係(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表)

1. 法第43条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2. 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-2-4(匿名加工情報の作成時の公表)

(4) 匿名加工情報の第三者提供(法第 43 条第 4 項、第 44 条 関係)

【本文】

<法第43条第4項>

- 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

<法第44条>

- 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

【参考】

規則・第37条(個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

1. 法第43条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2. 法第43条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則・第38条 関係(匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

1. 前条第1項の規定は、法第44条の規定による公表について準用する。
2. 前条第2項の規定は、法第44条の規定による明示について準用する。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-2-5(匿名加工情報の第三者提供)

(5) 識別行為の禁止(法第 43 条第 5 項、第 45 条 関係)

【本文】

<法第43条第5項(他の情報との照合禁止) 関係>

- 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

<法第 45 条(識別行為の禁止)関係>

- 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除され記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項の規定により行われた加工方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはなら

ない。

<参考条文>

仮名加工情報・匿名加工情報ガイドライン 3-2-6(識別行為の禁止)

12. 域外適用(法第166条関係)

【本文】

法第166条

この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

【解説・運用指針等】

- 外国にある個人情報取扱事業者等(※1)が、日本の居住者等国内にある者(※2)に対する物品又は役務の提供(※3)に関連して、国内にある者を本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合には、法が適用される(※4)。なお、域外適用の対象となる場合は、外国にある個人情報取扱事業者等がこれらの情報を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合も含まれる。

(※1)外国にのみ活動拠点を有する個人情報取扱事業者等(日本から海外に活動拠点を移転した個人情報取扱事業者等を含む。)に限られず、例えば、日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者等の外国にある本店、日本に本店を有する個人情報取扱事業者等の外国にある支店や営業所等も含まれる。

(※2)「物品又は役務の提供」の対象となる「国内にある者」と「個人情報」の本人である「国内にある者」については、必ずしも同一である必要はない。例えば、外国にある個人情報取扱事業者が、国内にある者Aを本人とする個人情報が記載された名簿を国内にある者Bに販売することに関連して、当該個人情報を取り扱う場合、域外適用の対象となる。

(※3)「物品又は役務の提供」に対して、本人から対価が支払われるか否かは問わない。

(※4)法第166条により法の適用を受ける外国事業者が、法に違反した場合には、個人情報保護委員会が指導、助言、勧告又は命令等を行うことができる。

<参考条文>

通則ガイドライン 8(域外適用)

13. 個人情報保護指針の実効性確保のための措置

(1) 本協会(認定個人情報保護団体)の役割

- ① 本協会は本人その他の関係者から個人情報取扱事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情について申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該個人情報取扱事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めるものとする。(法第53条第1項)
- ② 本協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとする。(法第53条第2項)
- ③ 個人情報取扱事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がなくこれを拒むことはできない。(法第53条第3項)

(2) 個人情報取扱事業者の指針運用・遵守状況の把握

本協会は、個人情報取扱事業者による本指針の運用・遵守状況の確認を目的として、当該事業者から、以下について報告を求めることができ、個人情報取扱事業者に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとることができる。

- (ア) 個人情報を適正に管理するための社内規程の策定状況
- (イ) 個人データ保護管理者等の設置状況
- (ウ) 安全管理体制の整備状況
- (エ) 個人情報に関する苦情・相談窓口の設置状況
- (オ) 個人情報の適正管理についての従業者教育の実施状況
- (カ) その他本指針の遵守状況確認の為に必要な事項

(3) 個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合の対応

- ① 個人情報取扱事業者は、事故等が発覚した場合は、次の(ア)から(カ)の事項について必要な措置を講じ、その結果を速やかに本協会に報告しなければならない。
 - (ア) 対象事業者内部における報告及び被害の拡大防止
個人データ保護管理者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
 - (イ) 事実関係の調査及び原因の究明
漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
 - (ウ) 影響範囲の特定
上記(イ)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
 - (エ) 再発防止策の検討及び実施
上記(イ)の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
 - (オ) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
 - (カ) 事実関係及び再発防止策等の公表
漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、自社ホームページ等で速やかに公表する。
- ② 個人情報の漏洩等の事案が発覚した場合であっても、次の(ア)(イ)のいずれかに該当する場合

は報告を要しない。(ただし、前項各事項について必要な措置を講ずることを否定するものではない。)

(ア) 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合

(イ) FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合

- ③ 上記にかかわらず、個人情報取扱事業者は、事故の規模や二次被害発生の可能性などの状況により必要と判断される場合には、事故等の発覚後、本協会に対し、速やかに第一報を入れなければならない。

14. 指針の見直し

本指針は、社会情勢の変化、個人情報保護に関する国民の認識の変化、技術の発展及び実務の状況、並びに個人情報の取扱いに係る事故等の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うことが必要である。従って、本指針策定後も随時関係者の意見を求めながら見直しに努めるものとする。

附 則

この指針は、協会が個人情報の保護に関する法律第47 条第 1 項の認定を受けた日から施行する。

制定・改定日	改訂箇所・理由	施行日
平成 29 年4月1日	制 定	平成 30 年 10 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日	改正個人情報保護法対応	令和 4 年 4 月 1 日